

地域診療情報連携推進費補助金実施要綱（案）

第1 Web型電子カルテシステム導入型

1. 目的

地域の中心的役割を果たしている医療機関に Web 型電子カルテシステムを導入することで、周辺の連携医療機関が、セキュリティを確保したインターネット等を介しての電子カルテシステムの活用や情報共有の推進が図られることにより、地域診療情報連携及び電子カルテシステムの一層の普及を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

都道府県、市町村、その他厚生労働大臣が認める者

3. 事業内容

地域の中心的役割を果たしている医療機関において、既に導入済みの電子カルテシステム、又は開発中の電子カルテシステムを基に Web 型電子カルテシステムを開発・導入し、連携する医療機関がセキュリティを確保したインターネット等を介して、その電子カルテシステムの活用や情報共有を実施するものとする。

4. 整備対象

Web 型電子カルテシステムを用いた地域医療連携の充実に必要な備品購入費（システム設計・開発費、ネットワーク構築費、取付工事料を含む。）

5. 補助条件

(1) 前提条件

- ① 本事業を行うことにより、従来より充実した地域医療の提供体制を構築する試みが提言されていること。
- ② 既に何らかの地域医療連携が行われており、かつ地域の中心的役割を果たしている医療機関に電子カルテシステムが導入済、又は開発中であること。

(2) 導入システムの規格等

- ① 厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスター（病名、手術・処置名、医薬品、臨床検査、医療材料、症状・所見、画像検査名、看護用語、歯科分野）のうち該当するものを使用すること。
- ② 医療機関間で電子的に情報交換する際の規格として、厚生労働省標準規格を実装すること。
- ③ 連携機関において、セキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムの利用（診療録等の作成又は情報共有のための閲覧）ができること。

(3) その他

- ① 構築した Web 型電子カルテシステムの効果を検証し、その効果を補助金の交付年度から3か年、別紙により厚生労働省に提出すること。
- ② 最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。

第2 地域共同利用型データセンター設置型

1. 目的

地域における医療連携体制促進の基盤として、地方公共団体の責任の下で診療情報を電子保存する地域共同利用型データセンターを設置することにより、個々医療機関が行っている診療情報の管理経費の軽減、互換性の確保等を目的とする。

2. 事業の主体性

都道府県（委託を含む）

3. 事業内容

地方公共団体を核とする診療情報ネットワーク形成の基盤を作るため、診療情報を電子保存するための共同利用型データセンター設置に係るシステム開発等の事業を行うものとする。

4. 整備対象

共同利用型データセンター設置のために必要な備品購入費（システム設計・開発費、取付工事料を含む。）

5. 補助条件

- (1) 本事業を行うことにより、従来より充実した地域医療の提供体制を構築する試みが提言されていること。
- (2) 設備に関しては、「情報システムの設備ガイド JEITA ITR-1001B（作成：コンピュータ室設備専門委員会、情報処理標準化運営委員会 発行：社団法人 電子情報技術産業協会）」によること、又はこれと同等以上の安全性等を有することを書面により説明できること。
- (3) 運用に関しては、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の外周保存に係る部分によること、又はこれと同等以上の安全性等を有することを書面により説明できること。

へき地保健医療対策等実施要綱

1. へき地医療支援機構

(1) 目的

この事業は、都道府県単位で「へき地医療支援機構」（以下「機構」という。）を設置し、へき地診療所（国民健康保健直営診療所を含む。）及び過疎地域等特定診療所（以下「へき地診療所等」という。）並びに医師配置標準の特例措置の許可を受けた病院（以下「特例措置許可病院」という。）からの代診医の派遣要請等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。（委託を含む。）

(3) 運営基準

ア 都道府県知事は、原則へき地での診療経験を有する医師の中から、次のいずれかにより担当者を指定する（委託する場合には、委託先で担当者を指定する。）ものとし、同担当者は、へき地医療対策の各個別事業の実施について助言・調整を行うものとする。

(ア) 常勤の医師の確保が可能な都道府県にあっては、当該医師を専任担当者として指定する。

(イ) 常勤医師の確保が困難な都道府県にあっては、非常勤医師を担当者として指定することができる。

(ウ) へき地医療拠点病院が1ヶ所しか指定されていない都道府県が、へき地医療拠点病院に機構の業務を委託した場合にあっては、へき地医療拠点病院の院内の医師の中から一人を担当者として指定することができる。

イ 「へき地医療支援計画策定等会議」を開催し、都道府県全域に係る広域的な「へき地医療支援計画」（以下「支援計画」という。）を策定する。

ウ 「へき地勤務医師等確保協議会」を設置し、医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）の派遣に協力する病院（へき地医療拠点病院を除く。以下「事業協力病院」という。）からへき地診療所等並びに特例措置許可病院への定期的な医師等の派遣にかかる「へき地勤務医師等派遣計画」（以下「派遣計画」という。）を策定する。

エ 「へき地医療支援計画策定等会議」及び「へき地勤務医師等確保協議会」の構成員は、機構の担当者、へき地医療拠点病院の代表者、地域医師会・歯科医師会の代表、関係市町村の実務者等により構成する。

(4) 事業の内容

専任担当官を指定した機構は、支援計画及び派遣計画に基づき、次に掲げる事業を行うものとする。なお、(3)ア(イ)の場合においては、エ、カ及びコの事業を、(3)ア(ウ)の場合においては、エ、カ、キ、ク及びコの事業を都道府県で行うこ

とができるものとする。

ア ヘき地医療拠点病院及び事業協力病院に対する下に掲げる施設への医療従事者の派遣要請に関すること。

(ア) ヘき地医療拠点病院からヘき地診療所等への医師及び看護師等の派遣（ヘき地診療所等の医師及び看護師等の休暇時等における代替医師等の派遣を含む。）

（以下「代診医等の派遣」という。）

(イ) 事業協力病院からヘき地診療所等への定期的な医師等の派遣。

(ウ) ヘき地医療拠点病院及び事業協力病院から特例措置許可病院への定期的な医師の派遣。

(エ) 「一事業協力病院」が「一ヘき地診療所等」又は「一特例措置許可病院」に医師等を派遣する場合、その期間を「一派遣期間」とし、この間は、同一の医師等が望ましいが、これによりがたい場合でも、最低3月は同一の医師等を派遣すること。

イ ヘき地医療拠点病院における医師・歯科医師等派遣登録業務及び当該人材のヘき地診療所等及び特例措置許可病院への派遣業務に係る指導・調整に関すること。

ウ ヘき地医療拠点病院における巡回診療の実施に関すること。

エ ヘき地診療所等への医師の派遣（ヘき地診療所等の医師の休暇時等における代替医師の派遣を含む。）の実施に関すること。

オ ヘき地従事者に対する研修計画・プログラムの作成に関すること。

カ 総合的な診療支援事業の企画・調整に関すること。

キ ヘき地医療拠点病院の活動評価に関すること。

ク ヘき地医療拠点病院においてヘき地医療支援に従事している医師に対する研究(医学研究及び学会出席に必要な経費)の配分に関すること。

ケ ヘき地保健医療情報システムのデータ登録、更新及び管理に関すること。

コ 就職の紹介斡旋、就職に関する相談、指導及び刊行物への広告その他情報の提供に関すること。

なお、就職の紹介斡旋に当たっては、資格免許証、履歴、写真等との照会を行うなど厳正な配慮を施すとともに、業務上知り得た個人の秘密を厳守すること。

(5) その他

ヘき地において医業を円滑に行うために必要な研修（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について」平成18年3月31日付け医政発第0331022号・職発第0331028号・老発第0331011号厚生労働省医政局長・職業安定局長・老健局長連名通知）に基づくプログラムの作成、実施及び修了証明書の発行等については、機構において行うことが望ましい。

なお、事情により、年度当初に機構の設置が困難な都道府県にあつては、機構が設置されるまでの間、機構の業務を都道府県が暫定的に行うことができる。

2. へき地医療拠点病院

(1) 目的

この事業は、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地医療支援機構の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、へき地医療支援機構を設置している都道府県及び当該都道府県知事の指定を受けた者とする。

(3) へき地医療拠点病院の指定

都道府県知事は、原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区（以下「無医地区」という。）及び無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認められた地区（以下「無医地区に準じる地区」という。）を対象として、機構の指導・調整の下に巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等の（4）に掲げる事業（（4）ア、イ又はカのいずれかの事業は必須）を実施した実績を有する又はこれらの事業を当該年度に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定するものとする。

(4) 事業の内容

へき地医療拠点病院は、へき地医療支援機構の指導・調整の下に次に掲げる事業を行うものとする。

ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。

イ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関すること。

ウ 特例措置許可病院への医師の派遣に関すること。

エ 派遣医師等の確保に関すること。

オ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。

カ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。

キ その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。

(5) 整備基準

ア 施設

へき地医療拠点病院の診療機能を高めるとともに、へき地地域からの入院患者の受け入れに応じるための病棟、検査、放射線、手術部門及び医師住宅を設けるものとする。

イ 設備

へき地医療拠点病院として必要な医療機器及び歯科医療機器を整えるものとする。

3. へき地診療所

(1) 目的

この事業は、無医地区及び無医地区に準じる地区（以下「無医地区等」という。）において診療所を整備、運営することにより、地域住民の医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

(3) 設置基準

ア へき地診療所を設置しようとする場所を中心としておおむね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄医療機関まで通常交通機関を利用して（通常交通機関を利用できない場合は徒歩で）30分以上要するものであること。

イ 次に掲げる地域で、かつ、医療機関のない離島（以下「無医島」という。）のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること。

(ア) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」

(イ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域）」

(ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する「小笠原諸島」

(エ) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島」

ウ 上記のほか、これらに準じてへき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区に設置する。

(4) 整備基準

ア 施設

へき地診療所として必要な診療部門（診察室、処置室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等）、医師住宅及び看護師住宅を設けるものとする。

イ 設備

へき地診療所として必要な医療機器を整えるものとする。

4. へき地診療所等医師支援事業

(1) 目的

この事業は、へき地診療所等において、勤務医師を確保するため、交代要員を確保

することによる診療所勤務医師の負担軽減及び子弟の教育環境の整備等に対する支援を行うことを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

(3) 事業の内容

へき地診療所等の開設者がへき地診療所等の勤務医師に対し、以下に掲げる経費を対象とする手当等の支給を行うものとする。

ア へき地診療所等までの通勤等に要する経費

イ へき地診療所等に勤務する以前の住居等との往復に要する経費

ウ 子弟の通学等に要する経費

エ その他へき地診療所等の開設者がへき地診療所等の医師確保のために実施する事業に要する経費

5. へき地保健指導所

(1) 目的

この事業は、無医地区等に保健指導所を整備し、保健師の配置を行い、保健医療の機会に恵まれない住民に対する保健指導の強化を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

(3) 設置基準

ア へき地保健指導所の整備及び保健師の配置は、無医地区のうち人口200人以上で、最寄医療機関まで通常交通機関を利用して30分以上を要する地域について行うものとする。

イ 上記のほか、これらに準じてへき地保健指導所の設置が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区に設置する。

ウ この事業の実施に当たっては、保健衛生水準、保健医療施設の配置状況、医療確保のための他の措置の計画、交通事情、経済状況等を考慮したへき地保健医療計画の策定とその実施に十分配慮するものとする。

(4) 運営方針

保健師は、次の事項に留意し、専ら担当無医地区等の住民に対する保健指導にあたること。

ア 保健師は、原則としてへき地保健指導所に駐在するものとする。

イ 当該無医地区等の保健衛生状態を十分把握し、保健所及び最寄りの医療機関との緊密な連携のもとに計画的に地区の実情に即した活動を行うものとする。

(5) 整備基準

ア 施設

へき地保健指導所として必要な指導部門（問診室、診察室、事務室、面談指導室、図書室、計測室、集団指導室、待合室）及び住宅部門を設けるものとする。

イ 設備

へき地保健指導所に駐在する保健師が無医地区等の保健指導を行うのに必要な自動車を整えるものとする。

6. へき地巡回診療車（船）

(1) 目的

この事業は、巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科巡回診療車を整備し、無医地区等又は無歯科医地区及び無歯科医地区に準ずる地区（以下「無歯科医地区等」という。）に対する巡回診療を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、次のものとする。

ア 都道府県

イ 市町村

ウ 都道府県又は市町村の定めた巡回診療計画により行う日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会

エ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第16条第2項、離島振興法第10条第2項、沖縄振興特別措置法第89条第2項の規定に基づき都道府県知事の要請を受けて行う病院又は診療所の開設者

オ へき地医療拠点病院の開設者

(3) 整備基準

ア 巡回診療車

原則として無医地区等を有する二次医療圏単位に整備するものとする。

イ 巡回診療用雪上車

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」に所在する無医地区等の巡回診療を実施するため、原則として無医地区等を有する二次医療圏単位に整備するものとする。

ウ 巡回診療船

離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」に無医地区等が所在する場合に当該都道府県を単位として整備するものとする。

エ 歯科巡回診療車

無歯科医地区等の人口おおむね15,000人に対して一台程度を各都道府県の実情を勘案のうえ整備するものとする。

オ 上記以外で地域の実情を勘案し、厚生労働大臣が必要と認めた場合は、市町村単位で整備するものとする。

7. 離島巡回診療ヘリ

(1) 目的

この事業は、離島地域の住民に対し、ヘリコプターを活用した巡回診療を行うことにより、当該地域における安定的な医療の確保、及び医療水準の向上を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

(3) 実施対象範囲

次に掲げる地域に所在する無医地区等（へき地診療所等医師不在により同条件となる地区を含む。）とする。

ただし、特定の診療科についての専門的な巡回診療を実施する場合は、当該診療科が存在しない場合に限り、地域全体を対象範囲として差し支えないものとする。

ア 離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」

イ 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域）」

ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する「小笠原諸島」

エ 沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する「離島」

(4) 運営方針

ア 原則ヘリコプター運航会社との契約のもと事業を実施することとし、安定した運営を行えるよう調整に努めること。

イ 年度単位の巡回診療計画を策定し、巡回診療回数や必要診療科等、地域ごとの必要性に添った継続的な医療提供体制の確保に努めること。

ウ 事業の実施にあたっては、医師、看護師等の安全について配慮すること。

また、必要に応じ生命保険への加入等を行うこと。

8. へき地患者輸送車（艇）

(1) 目的

この事業は、へき地の患者を最寄医療機関まで輸送するため、患者輸送車、患者輸送艇、患者輸送用雪上車及び医師往診用小型雪上車を整備し、へき地における住民の医療を確保することを目的とする

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

(3) 整備基準

ア 患者輸送車

整備しようとする場所を中心とするおおむね半径4kmの区域内に医療機関がなく、区域内の人口が原則として50人以上であり、当該場所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して（交通機関を利用できない地域にあっては徒歩で）15分以上を要する地域であること。

イ 患者輸送艇

次に掲げる地域であって、上記アに定める要件に該当する地域であること。

- (ア) 離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」
- (イ) 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域）」
- (ウ) 小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する「小笠原諸島」
- (エ) 沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する「離島」

ウ 患者輸送用雪上車

豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」であって、上記アに定める要件に該当する地域（冬期無医地区等（豪雪のため冬に限り無医地区等の状態となる地区）を含む）であること。

エ 医師往診用小型雪上車

上記ウに定める要件に該当する地域

(4) その他

へき地患者輸送車（艇）の有効活用による地域住民の利用の取り扱いについては、「医療施設等設備整備費補助金により取得したへき地患者輸送車（艇）の住民利用に関する取り扱いについて」（平成12年3月31日付け健政発第415号厚生省健康政策局長通知）に基づき実施すること。

9. 特定地域保健医療システム

(1) 目的

この事業は、隔絶性の高い離島や積雪のため交通が途絶する特別豪雪地帯等の無医地区等に伝送装置による保健医療情報システム体制を整備し、当該地区住民の保健医療の確保を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

(3) 整備基準

次に掲げる地域に所在する無医地区等のうち、原則として人口200人以上であり、最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上を要する地域であって、かつ、へき地保健指導所が設置されている地域について、最寄医療機関及びへき地保健指導所に伝送装置（ファクシミリ）を設置すること。

ア 離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」

イ 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県名瀬市及び

大島郡の区域)」のうち、アと同等と認められる地域

ウ 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」

エ 沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する「離島」

オ その他厚生労働大臣が認める地域

(4) 運営方針

ア 医療情報の蓄積、管理

最寄医療機関においては、あらかじめ対象となる地区住民に対して総合検診を実施するなどにより基礎となる医療情報を収集、適宜検索できるよう整理し、保管すること。

なお、これら医療情報の管理に当たっては、秘密厳守に十分注意しなければならないこと。

イ 保健師の活動

へき地保健指導所の保健師は、あらかじめ医療情報が管理されている者について診療、健康相談等の申し出があった場合、当該患者等に関する諸情報を最寄医療機関の医師に伝送し、当該医師の指示を受けて必要な処置等を行うこと。

10. へき地医療拠点病院支援システム

(1) 目的

この事業は、小規模なへき地医療拠点病院の機能を強化するため、高度の機能を有する病院等医療機関（以下「三次機能等病院」という。）とへき地医療拠点病院との間に伝送装置を設置し、三次機能等病院がへき地医療拠点病院の診療活動等を援助することにより医療機関相互の連携を図り、へき地における医療機能の強化と医療水準の向上を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、へき地医療拠点病院の開設者とする。

(3) 整備基準

ア 三次機能等病院及びこれと連携する一般病床100床以下のへき地医療拠点病院に静止画像等(動画情報を含む)伝送装置(以下「静止画像等伝送装置」という。)を設置すること。

イ 上記のほか、へき地医療拠点病院の機能の実情等を勘案し、都道府県知事が必要と判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた病院に設置すること。

(4) 運営方針

三次機能等病院の医師は、静止画像等伝送装置により送られた画像をもとに、へき地医療拠点病院の医師に対し適切な助言、指導等を行うものとする。

11. へき地診療所診療支援システム

(1) 目的

この事業は、へき地診療所の機能を強化するため、へき地医療拠点病院とへき地診

療所との間に伝送装置を設置し、へき地医療拠点病院がへき地診療所の診療活動等を援助することにより医療機関相互の連携を強化し、へき地における医療水準の向上を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、へき地医療拠点病院及びへき地診療所の開設者とする。

(3) 整備基準

へき地医療拠点病院と連携するへき地診療所にファクシミリ又は静止画像等伝送装置を設置する。

(4) 運営方針

へき地医療拠点病院の医師は、ファクシミリ又は静止画像等伝送装置により送られた医学的諸情報又は画像等をもとに、へき地診療所の医師に対し適切な助言、指導等を行うものとする。

1 2. 離島歯科診療班派遣事業

(1) 目的

この事業は、歯科医療を受ける機会に恵まれない離島に歯科診療班を派遣し、地域住民の歯科医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

(3) 運営基準

ア 近接型離島の場合

(ア) 定期船の就航が1日3便以下であり、かつ、所要時間が30分以上で、容易に歯科受診できない離島の住民を対象とする

(イ) 原則として歯科医師1人、歯科衛生士2人及び事務職員1人で診療班を編成し、2日から3日程度の日程で策定した歯科診療計画に基づき予防、応急処置及び保健指導を行う。

イ 遠隔型離島の場合

(ア) 定期船の便数が極端に少ないため、受診することが極めて困難である離島の住民を対象とする。

(イ) 原則として歯科医師1人、歯科衛生士2人、歯科技工士1人及び事務職員1人で診療班を編成し、1週間から2週間程度の日程で策定した歯科診療計画に基づき予防、治療及び保健指導を行う。

(4) 整備基準

離島歯科診療班派遣に必要な歯科医療機器を備えるものとする。

1 3. へき地勤務医師等確保修学資金貸与事業

(1) 目的

この事業は、大学において医学又は歯学を専攻する学生で将来へき地診療所等都道

府県知事の指定する医療機関に勤務しようとする者に対して修学資金を貸与し、へき地診療所等における医師等の確保を図ることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

(3) 被貸与者の条件

平成2年度までの間に、へき地勤務医師等確保修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けた者（昭和61年10月17日健政発第662号「へき地保健医療対策事業について」に基づき修学資金の貸与を受けた者。以下「被貸与者」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学において医学又は歯学を専攻し、卒後都道府県知事の指定する医療機関に勤務しなければならない。

(4) 都道府県知事の指定する医療機関

都道府県知事は、被貸与者が勤務すべき医療機関として、次に掲げるものを指定する。

ア へき地診療所

イ へき地医療支援機構

ウ へき地医療拠点病院

エ 公的医療機関

医療法第31条に規定する病院又は診療所であって、へき地医療の確保のため都道府県知事が必要と認めるもの

オ その他の医療機関

上記アからウ以外の医療機関であって、市町村長及び保健所長の意見を聴いて、都道府県知事が必要と認めるもの

(5) 保証人

保証人は、被貸与者と連帯して債務を負担するものとする。

(6) 貸与契約の解除

都道府県知事は、被貸与者が修学資金貸与の目的を達成する見込がなくなつたと認められるときは、その契約を解除する。

(7) 返還の債務の当然免除

都道府県知事は、被貸与者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除することができる。

ア 大学を卒業し、医師又は歯科医師の免許を取得した後、直ちに修学資金の貸与を受けた都道府県知事の指定する医療機関において、貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（臨床研修2年間を含む。）以上在職したとき。

イ 前号に規定する在職期間中に、業務上の事由により死亡したとき及び業務上に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(8) 返還の債務の裁量免除

都道府県知事は、被貸与者が知事の指定する医療機関に在職中に業務上以外の事由により死亡、心身の障害その他やむを得ない理由により、その返還の債務を免除することが適当と認めた場合には、修学資金の返還、債務の全部又は一部を免除することができる。

(9) 返還

都道府県知事は、被貸与者が次の各号の一に該当する事由が生じたときは、その事由が生じた日から原則として1か月以内に貸与金額の全額を返還させなければならない。ただし、在職期間がある場合には、その在職期間の3分の2に相当する貸与額を控除するものとする。

ア 修学資金の貸与契約を退学、死亡等により解除されたとき。

イ 大学を卒業した日から原則として1年以内に医師又は歯科医師の免許を取得しなかったとき。

ウ 医師又は歯科医師の免許を取得した後、都道府県知事の指定する医療機関において業務に従事しなかったとき。

(10) 返還債務の履行猶予

都道府県知事は、被貸与者が次の各号の一に該当し、修学資金を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する期間、修学資金返還の債務の履行を猶予することができる。

ア 修学資金の貸与契約を解除された後も引き続き大学に在学しているとき。

イ 都道府県知事が指定する医療機関以外の病院で臨床研修を行っているとき。ただし、その期間は2年間とする。

ウ 災害、疾病、その他やむを得ない事由があるとき。

(11) 延滞利子

都道府県知事は、被貸与者が正当な理由がなく、返還額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当然返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき14.5%の割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

(12) 経理区分

ア 都道府県は、この制度の会計経理を明確にしておかなければならない。

イ 都道府県は、平成3年度以降返還金の2分の1に相当する金額を国庫に返還するものとする。

(13) その他

この事業の実施のための手続きその他必要な実施細則については、都道府県において定めるものとする。

1.4. 過疎地域等特定診療所整備事業

(1) 目的

この事業は、過疎地域等における住民の眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の特定の診療科を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

(3) 整備基準

ア 当該市町村内に眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療機能を有する医療機関がな

く、当該診療科の医療の確保が極めて困難であるため、眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療施設を整備する事業であること。

イ 当該医療施設は、当該診療科の診療に従事する医師又は歯科医師が確保されていること。

ウ 当該医療施設を設置する市町村の、昭和61年度から昭和63年度までの各年度における財政力指数（地方交付税（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を、同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値をいう。）を合算したものの3分の1の数値が0.44以下であること。

（4）施設及び設備

ア 施設

眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療部門並びに医師、歯科医師及び看護婦の住宅部門を設けるものとする。

15. へき地・離島診療支援システム設備整備事業

（1）目的

この事業は、へき地・離島において恒常的な社会問題となっている医師不足について、医師が当該地域への勤務を敬遠する理由の一つである、「全ての医療に精通していないため、へき地や離島における診療に不安がある」という点に着目し、IT等を活用した設備を整備し、へき地医療拠点病院等とへき地や離島診療所間で、診療所で抱える疾患の症例検討会やテレビ会議等を開催し、へき地・離島診療所に勤務する医師を積極的に参加させるなど、診療に対する不安の解消を図ることを目的とする。

（2）事業の実施主体

都道府県、市町村、厚生労働大臣が適当と認める者

（3）補助条件

以下に規定する支援側医療機関と依頼側医療機関の間において症例検討会やテレビ会議等に必要な画像伝送・受信システム及び付属機器等（ソフトウェアの導入を含む。）の整備を行うことにより一体的に情報通信機器を運用する事業であること。

ア 支援側医療機関

（ア）都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院

（イ）その他厚生労働大臣が適当と認める医療機関

イ 依頼側医療機関

（ア）へき地診療所等

（4）整備対象

へき地や離島診療所で抱える疾患の症例検討会やテレビ会議等に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び付属機器等（ソフトウェアの導入を含む。）の購入経費

16. 離島等患者宿泊施設・設備整備事業

(1) 目的

この事業は、気象条件等によっては交通網が寸断されてしまうおそれのある、もしくは特定の診療科が存在せず、一定水準の医療を受けるのに必要な医療機関まで相当の時間を要する離島等地域の住民のうち、へき地医療拠点病院、特定の医療機関に通院・入院せざるを得ない患者及びその家族のための宿泊施設を整備することにより、患者の療養環境の向上に資することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が適当と認める者とする。

(3) 対象施設

ア 施設

離島等患者宿泊施設として必要な宿泊施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

イ 設備

離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な備品購入費

(4) 整備基準

整備対象となる施設とは、以下のア～エ全てを満たすものとする。

ア 台風や降雪等、気象条件等によって比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがある、もしくは特定の診療科が存在せず、一定水準の医療を受けるために必要な医療機関まで相当の時間を要し、容易に当該医療機関を利用できない地域として都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し認められた地域の住民のうち、医師がその医学的判断により、通院又は入院が必要と認めた患者、及び付き添い等の必要があると認めた家族を利用対象としていること。

イ 宿泊費用を徴収する場合は、光熱水料等の実費程度とすること。

ウ 設置場所が病院の敷地内もしくは隣接地であること。

ただし、その他の場所に設置すべき相当の事由があり、都道府県知事が厚生労働大臣に協議し、適当であると認めた場合はその限りとしなない。

エ 居室が個室であり、家族での宿泊や長期滞在にも支障を期さないよう配慮されているものであること。

医療機関未収金対策支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、各医療機関が独自に創意工夫を凝らして先駆的に実施する取組で、未収金対策として有効な事業や医療機関と各保険者等との連携体制の強化のために有効な事業に対して補助を行うことにより、医療機関の経営の健全化、安定化を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、3（1）アの事業については、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とし、3（1）イの事業については、市町村とする。

3 事業の内容

(1) 以下のいずれかに該当する事業であること。

ア 未収金対策として、各医療機関が独自に創意工夫を凝らして先駆的に実施する取組で、全国的なモデルとなる事業

【例】

- ・組織的な未収金の管理体制の確立
- ・患者に対する相談体制の整備
- ・未収金発生を未然に防ぐための有効な取組
- ・未収金を早期に回収するために有効な取組

イ 市町村が医療機関との連携体制の強化のために実施する事業

【例】

- ・国民健康保険担当部門、福祉担当部門等と医療機関との連絡体制の確立
- ・未収金に関連する諸制度の運用、実施基準の明確化

(2) 事業の成果等については、都道府県を經由して厚生労働大臣に報告を求めることがあること。

4 補助対象事業の選定

都道府県において補助対象事業の選定を行うものとする。

地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱

1 目 的

この事業は、通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差解消、医療の質及び信頼性の確保を目的とする。

2 実施主体

都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者。

3 事業内容

情報通信機器を活用することで、病理画像、X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の助言による適切な対応を可能とする。

また、医学的管理が必要な慢性疾患であって地理的理由等により往診、通院が困難な患者、がん末期患者、人工呼吸器装着患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して遠隔地からの医療支援を行う。

4 整備対象

遠隔医療（テレパソロジー、テレラジオロジー、在宅患者に対する遠隔医療）の実施に必要なコンピュータ機器等（ソフトウェアの導入を含む）の整備

看護職員確保対策事業等実施要綱（案）

I	看護職員確保対策事業	1
1	看護師等養成所運営等事業	1
	(1) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業	1
	(2) 看護教員養成講習会参加促進事業	2
	(3) 新任教員研修事業	2
	(4) 助産師学生実践能力向上事業	3
	(5) 看護師養成所2年課程（通信制）導入促進事業	4
	(6) 助産師養成所開校促進事業	5
	(7) 看護師等養成所初度設備整備事業	5
	(8) 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	6
	(9) 看護師養成所修業年限延長促進事業	6
2	新人看護職員研修事業	7
3	看護職員資質向上推進事業	10
	(1) 看護職員専門分野研修	10
	(2) 中堅看護職員実務研修	11
	(3) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業	12
	(4) 看護教員養成講習会事業	13
	(5) 看護教員継続研修事業	13
	(6) 実習指導者講習会事業	14
	(7) 協働推進研修事業	15
	(8) 潜在看護職員復職研修事業	15
4	助産師活用推進事業	16
5	訪問看護推進事業	19
6	看護職員確保対策特別事業	25
7	短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業	26
8	病院内保育所運営事業	27
9	中央ナースセンター事業	31
10	看護師勤務環境改善施設整備事業	31
11	看護師宿舍施設整備事業	32
II	外国人看護師候補者就労研修支援事業	33

I 看護職員確保対策事業

1 看護師等養成所運営等事業

(1) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業

ア 目的

この事業は、へき地等の地域及び看護職員不足地域に所在する看護師及び准看護師養成所における実習体制の支援及び学生募集や就職相談等地域の医療機関等との協力、連携体制の構築を支援し、それらの地域の看護職員の確保に資することを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法により指定を受けた看護師等養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）のうち、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣の認める者とする。

ただし、医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。

ウ 事業内容

次に掲げる地域における看護師及び准看護師養成所の実習を効率的、効果的に行うため、実習施設への交通手段の借り上げ等を行い、実習体制の充実を図り資質の高い看護職員の養成を図るとともに、併せて、当該地域における看護職員の確保を図るため、学生募集や就職相談等地域の実情に即した取り組みを行うものとする。

(ア) へき地等の地域

人口5万人未満の市町村であって、次に掲げる地域とその区域内に有する市町村の区域に所在するものとする。

ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年5月26日法律第59号）」に基づき、当該市町村の合併が平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く9年度について、当該市町村の合併が平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く7年度について、当該市町村の合併が平成21年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度について

は、なお従前の例による。

- a 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する地域
- b 離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
- c 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地
- d 山村振興法第7条第1項の規定により振興山村として指定された山村

(イ) 看護職員不足地域

一般病院の看護職員数が3：1未満の二次医療圏

(2) 看護教員養成講習会参加促進事業

ア 目的

この事業は、看護師等養成所において、すでに教員となっている看護教員養成講習会（教務主任養成講習会を含む）未受講者の受講を促進し、看護職員の養成に携わる者として必要な知識、技術を修得させ、看護教育の充実向上を図ることを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法により指定を受けた看護師等養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）のうち、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣の認める者とする。ただし、医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）

ウ 事業内容

平成10年3月4日健政発第241号厚生省健康政策局長通知「看護教員養成講習会実施要領について」に基づき実施される看護教員養成講習会に教員を受講させる看護師等養成所とする。

(3) 新任教員研修事業

ア 目的

この事業は、看護師等養成所において、看護教員としての基礎がつけられる新任の専任教員（以下「新任教員」という。）に対する研修体制の構築を促進することにより看護教員の質の確保・向上を図ることを目的とする。

（注）新任教員とは、看護師等養成所に就労する1年目の専任教員をいう。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法により指定を受けた看護師等養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）のうち、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣の認める者とする。ただし、医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）

ウ 事業内容

- （ア）受講対象者は新任教員とする。また、他の看護師等養成所の新任教員を受け入れて実施することも可とする。
- （イ）研修内容については、新任教員に求められる能力（教育実践能力、学生指導能力、コミュニケーション能力、看護実践能力など）に関する研修とし、以下に掲げる研修内容を参考に実施すること。

（参考）研修内容の例

研修項目	研修内容	研修方法
教育実践能力	授業計画の立案、教育方法の検討など授業設計や方法、評価に関すること	講義及び演習
学生指導能力	学生把握、学習指導、生活指導、健康管理、個別相談等の場面での指導方法に関すること	講義及び演習
コミュニケーション能力	人間理解、人間関係構築の方法に関すること	講義及び演習
看護実践能力	臨床現場における自らの専門領域及び担当領域での短期研修などによる看護技術の実践や最新の医療知識の獲得に関すること	講義、演習及び臨地実習

（4）助産師学生実践能力向上事業

ア 目的

この事業は、助産師養成所における演習及び実習体制の充実を図り、質の高い助産師の養成を行うことを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法により指定を受けた助産師養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）のうち、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣の認める者とする。

ウ 事業内容

助産師学生の実践能力向上を図るために実施する演習及び実習とし、以下に掲げる内容を参考に実施すること。

〈演習・実習内容の例〉

- ①妊娠期の診断能力を強化するために実施する
 - ・超音波検査の演習
 - ・妊娠期の事例を継続的に実習
- ②分娩時の応急処置能力を強化するために実施する
 - ・新生児シミュレーターを用いたアセスメント演習
 - ・新生児救急シミュレーターを用いた救急時を想定した演習
- ③女性のライフサイクルに合わせたケア能力を強化するために実施する
 - ・女性外来や不妊外来、思春期外来などの関連する外来等での実習
 - ・女性の性と生殖を目的とした健康教育や保健指導に関する演習・実習

（5）看護師養成所2年課程（通信制）導入促進事業

ア 目的

この事業は、看護師資格の取得を希望する准看護師が働きながら就学できる環境を整備するため、2年課程（通信制）の設置を予定している者を支援するとともに、設置・運営に係る問題点等を把握し、看護教育の充実に資することを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法に基づき指定を受けることのできる看護師2年課程（通信制）の学校又は養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。以下「看護師養成所2年課程（通信制）」という。）のうち、都道府県、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財

団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣が認める者とする。

ウ 事業内容

看護師養成所2年課程(通信制)の設置準備に必要な専任教員、添削指導員及び事務職員を配置し、円滑な開校に向けたカリキュラムの策定等を行うものとする。

ただし、看護師養成所2年課程(通信制)の設置等計画に係る審査を受けている者に限る。

(6) 助産師養成所開校促進事業

ア 目的

この事業は、助産師養成所の設置を予定している者を支援することにより助産師養成を促進することを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法に基づき指定を受けることのできる助産師養成所(ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校は除く。)のうち、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣が認める者とする。

ウ 事業内容

助産師養成所の設置準備に必要な専任教員を配置し、円滑な開校に向けたカリキュラムの策定等を行うものとする。

補助先は助産師養成所の設置等計画に係る審査を受けている者に限る。

(7) 看護師等養成所初度設備整備事業

ア 目的

この事業は、保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)養成所の新設を促進し、医療機関等における看護師等を確保することを目的とする。

イ 補助対象

次に掲げる者が行う看護師等養成所の新設に係る初度設備整備事業に対して都道府県が補助する事業。

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人又は一般財団法人並びに厚生労働大臣の認める者。

ただし、一般社団法人又は一般財団法人並びに医療法人については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできるものに限る。（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）

（8）看護師等養成所教育環境改善設備整備事業

ア 目的

この事業は、保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所における「在宅看護実習室」の新設に必要な設備整備を促進し、教育環境を改善することにより、看護職員の資質の向上を図ることを目的とする。

イ 補助対象

次に掲げる者が行う看護師等養成所の教育環境改善設備整備事業に対して都道府県が補助する事業。

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人又は一般財団法人並びに厚生労働大臣の認める者。

ただし、一般社団法人又は一般財団法人並びに医療法人については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできるものに限る。（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）

（9）看護師養成所修業年限延長促進事業

ア 看護師養成所修業年限延長促進事業

（ア）目的

この事業は、看護基礎教育を充実するため、看護師養成所の修業年限の延長を予定している者を支援し、質の高い看護師の養成及び確保を図ることを目的とする。

（イ）実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法により指定を受けた看護師養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）のうち、都道府県、特別区及び市町村、日本赤十字社、全国厚生農業協同

組合連合会、社会福祉法人、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣が認める者とする。

ただし、医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。

(ウ) 事業内容

看護師養成所の修業年限の延長に伴い必要となる専任教員を配置し、円滑な移行に向けたカリキュラムの作成等を行うものとする。

イ 看護師養成所修業年限延長施設整備事業

(ア) 目的

この事業は、看護基礎教育を充実するため、看護師養成所の修業年限の延長に必要な施設整備に対し支援し、質の高い看護師の養成及び確保を図ることを目的とする。

(イ) 補助対象

次に掲げる者が行う看護師養成所の看護師養成所修業年限延長施設整備事業に対して都道府県が補助する事業。

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣が認める者。

ただし、医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。

(ウ) 事業内容

看護師養成所の修業年限の延長に必要な施設整備を行うものとする。

2 新人看護職員研修事業

(1) 新人看護職員研修事業

① 目的

この事業は、病院等^(注1)において、新人看護職員^(注2)が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

^(注1) 病院等とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等をいう。（以下、「病院等」という。）

(注2) 新人看護職員とは、主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。(以下、「新人看護職員」という。)

② 新人看護職員研修事業

ア 事業の実施主体

この事業の実施主体は、病院等とする。ただし、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター及び国立大学法人は除く。

イ 事業内容

病院等は、新人看護職員研修ガイドライン（平成21年12月24日医政看発1224第1号厚生労働省医政局看護課長通知、以下「ガイドライン」という。）に示された以下の項目に沿って、新人看護職員に対する研修を実施する。

(ア)「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインⅠ-3-1）を参照）

として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

(イ)「研修における組織の体制」（ガイドラインⅠ-3-2）を参照）として、

組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。

(ウ)「新人看護職員研修」（ガイドラインⅡを参照）に沿って、到達目標を設定するとともに、その評価を行うこと。また、研修プログラムを作成し研修を実施すること。

③ 外部研修事業

ア 目的

この事業は、新人看護職員研修を自施設単独で完結できない場合に、外部組織の研修を活用することにより、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 医療機関受入研修事業

a この事業の実施主体は、②の新人看護職員研修事業を実施する病院等とする。

b 新人看護職員研修事業を実施する病院等は、自施設の新人看護職員研修を公開し、公募により受け入れを実施すること。なお、受け入れを行う研修は、複数月で実施すること。

(イ) 多施設合同研修事業

a この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

b 都道府県は、新人看護職員を対象に、病院等で行うガイドラインに沿った新人看護職員研修を補完する研修を企画・立案し実施する。

- c 研修の内容は、地域における医療機関受入研修事業やその他の外部組織で行われている研修内容を考慮したものとする。
- d 研修の実施に当たっては、複数月で実施することとし、研修の年間スケジュールを予め示すなど、多くの病院等が参加しやすいよう配慮すること。
- e 研修実施後は、参加者の意見等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、以後の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

(2) 研修責任者研修事業

ア 目的

この事業は、研修責任者がガイドラインに示されている新人看護職員研修の実施に必要な能力を習得し、適切な研修実施体制を確保することを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。なお、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 都道府県は、新人看護職員研修における研修責任者としてガイドラインⅠ－3－2)－④で求められている能力を習得するための研修を企画・立案し、実施するものとする。

なお、研修の内容には以下の項目を盛り込むこと。

- a 新人看護職員研修ガイドラインの考え方
- b 新人看護職員研修体制の構築
- c 新人看護職員研修の企画と評価
- d 実地指導者及び教育担当者の育成

(イ) 研修対象者は、ガイドラインで規定された研修責任者としての役割を担う者又はその任にあたる予定のある者とする。

(ウ) 研修の実施に当たっては、多くの病院等が参加しやすいよう複数の機会を設けて開催すること。

(エ) 研修実施後は、参加者の意見等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い以後の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

(参考) プログラム例

研修項目	研修内容	研修方法
新人看護職員研修ガイドラインの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員研修の概要 ・新人看護職員研修ガイドラインの考え方 ・新人看護職員研修における研修責任者の役割 	講義
新人看護職員研修体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員研修の組織体制 ・研修責任者、教育担当者、実地指導者の役割 	講義

	・新人看護職員研修に関わる看護職員の職場適応やメンタルサポート	
新人看護職員研修の企画と評価	・基礎教育における看護実践能力の習得状況 ・施設及び看護部門の教育方針に基づく新人看護職員の到達目標の設定 ・新人看護職員研修の年間プログラムの立案	講義及び演習
実地指導者及び教育担当者の育成	・実地指導者、教育担当者の育成	講義及び演習

(3) 新人看護職員研修推進事業

ア 目的

この事業は、すべての病院等の新人看護職員がガイドラインに沿った研修を受けられる環境を整備するため、地域における連携体制を構築し、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする。

イ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

- (ア) 都道府県は、関係行政機関、病院団体、職能団体及び教育機関などの関係者により構成される協議会を設置する。なお、協議会は既存の検討会等をもって代えることができる。
- (イ) 協議会は、外部研修事業等の推進を図るため、地域単位での病院等間の連携を活性化するための方策及び調整等に関して協議する。
- (ウ) 都道府県は、次の掲げる事業のうち必要な事業について実施する。
 - a 地域の病院等や外部組織が実施する新人看護職員研修の施設間における情報共有や連携・調整に関すること。
 - b 新人看護職員研修の実施が困難な病院等に対するアドバイザー派遣に関すること。
 - c 新人看護職員研修の普及啓発に関すること。

3 看護職員資質向上推進事業

(1) 看護職員専門分野研修

ア 目的

特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる認定看護師の育成を促進する。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び厚生労働大臣が認める者とする。また、都道府県は、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

実施期間：1コース当たり6か月間（600時間）程度

(2) 中堅看護職員実務研修

① 短期研修

ア 目的

看護職員の専門性の向上及び医療事故の防止等今日的課題への対応を図るため、実務経験がおおむね5年以上の看護職員を対象として研修を実施し、看護職員の資質の向上を図る。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 実施期間 1回当たり5日間程度

(イ) 実施回数 年3回程度を1実施単位とする

(ウ) 定員 1回当たり40人程度

(エ) 研修内容(例)

がん看護、感染看護、精神科看護、救急看護、リスクマネジメント、フィジカルアセスメント等

② 中期研修

ア 目的

二大死因であるがん及び心筋梗塞、要介護状態の大きな原因となる脳卒中、認知症及び骨折については、看護が患者の予後に大きく影響することから、先端的化学研究の知見を臨床看護に応用し、専門的な看護ケアを提供するため、看護職員を対象とした研修を実施し、看護職員の資質向上を図る。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 実施期間 15日間程度(うち5日間は専門病院での実地研修とする。)

(イ) 定員 がん、心筋梗塞、脳卒中、認知症、骨折の各コースごとに30人程度

(ウ) 研修内容 (例)

コース	研 修 内 容
がん	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の化学療法に対する看護 ・最新の放射線療法に対する看護 ・疼痛に対する看護
心筋梗塞	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の治療法に対する看護 ・急性期の患者の観察とそれに対応した看護 ・心臓リハビリテーション ・急性の意識混濁に対する看護
脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の治療法に対する看護 ・急性期の患者の観察とそれに対応した看護 ・急性期のベッド上でのリハビリテーションと早期離床に向けた看護 ・急性の意識混濁に対する看護
認知症	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症症状を起こしやすい疾患を予防する看護 ・問題行動に対する看護 ・薬物療法と看護 ・進行を遅らせ症状を安定させる看護 ・認知症患者の人権擁護と看護
骨折	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期の患者の観察とそれに対応した看護 ・急性期のベッド上でのリハビリテーションと早期離床に向けた看護 ・早期離床のための補助用具（機器）の知識 ・転倒を予防するための看護 ・残存能力を維持するための看護

(3) 専門分野 (がん・糖尿病) における質の高い看護師育成事業

ア 目 的

がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアの充実のため、臨床実践能力の高い看護師の育成強化を推進するための実務研修を実施し、看護職員の資質向上を図る。

イ 実施主体

この事業の実施主体は都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

- (ア) 実施期間 原則40日
- (イ) 定 員 20人程度
- (ウ) 対 象 者 がん看護又は糖尿病看護を実施している看護師

(エ) 研修実施医療機関 研修の実施に適した病院

(4) 看護教員養成講習会事業

ア 教員養成講習会（保健師・助産師・看護師教員及び教務主任）

(ア) 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び厚生労働大臣が認める者とする。また、都道府県は、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

(イ) 事業内容

平成10年3月4日健政発第241号厚生省健康政策局長通知「看護教員養成講習会実施要領について」に基づき実施する講習会とする。

イ 看護教員養成講習会施設整備事業

(ア) 目的

この事業は、教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備に対する支援を行い、教員養成講習会の実施促進を図ることを目的とする。

(イ) 補助対象

厚生労働大臣が認める者が行う看護教員養成講習会施設整備事業に対して都道府県が補助する事業。

(ウ) 事業内容

教員養成講習会の定員数の増加等にもなう施設整備を交付の対象とする。

(5) 看護教員継続研修事業

① 目的

医療の高度化・国民のニーズの多様化といった変化を踏まえ、教育内容の向上を図るためのカリキュラム改正等に対応した教育の実施や、看護教員の成長段階別（新任期、中堅期、ベテラン期）に応じた研修を実施することにより、看護教員が生涯を通じてキャリアアップを図ることで、看護教員の質の向上に資することを目的とする。

② 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

③ 事業内容

研修内容については、看護教員の成長段階に応じ以下に掲げる項目を参考に実施すること。

(ア) 新任期

- a 医療・看護をとりまく状況の変化
- b 看護の役割と求められる看護教育
- c 看護師等養成をめぐる状況
- d 授業や実習指導を通しての課題と対処
- e 授業設計や方法といった教育実践能力の向上に関する事
- f 学生指導（生活・学習等）
- g コミュニケーション能力の向上に関する事
- h 看護実践能力の向上に関する事（臨床現場への研修など）

(イ) 中堅期

- a 授業展開や教材化などに関する最新の情報
- b 新任教員への指導に関する事
- c マネジメント、リーダーシップに関する事
- d 研究能力の向上に関する事
- e 看護実践能力の向上に関する事

(ウ) ベテラン期

- a 学校経営、人材育成、マネジメント、リーダーシップ能力強化に関する事
- b 危機管理能力の向上に関する事（災害や感染症等）
- c 教員の能力開発とその支援に関する事
- d 教員や学校評価とその活用に関する事
- e 看護教育を巡る政策の動向に関する事

(エ) その他看護教育の内容及び看護教育方法の向上に関する研修

- a カリキュラム改正に伴う教育方法及び内容
- b 教育教材の工夫
- c 感染者対策（インフルエンザなど）
- d 医療安全
- e 在宅看護の推進と看護（効果的な退院指導と在宅看護）
- f 在院期間短縮に効果のあるクリティカルパスの活用

(6) 実習指導者講習会事業

ア 実施方法

厚生労働省健康政策局長通知（平成6年10月31日健政発第783号）「都道府県保健師助産師看護師実習指導者講習会の開催について」に基づき実施する講習会とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

(7) 協働推進研修事業

ア 目的

近年、医師については、厳しい勤務環境に置かれているが、その要因の一つとして医師でなくても対応可能な業務までも医師が行っている現状があるとの指摘があり、医療の質を向上させるためには、チーム医療の推進が重要となっている。

そのため、平成19年12月28日医政局長より「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」の通知（以下「役割分担通知」という。）で示した専門職がその専門性を発揮するために強化すべき看護業務について、看護師等の研修の場を確保し、チーム医療を推進するための医師と看護師等の協働と連携を促進し、医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業の内容

- (ア) 都道府県において、協働推進のための研修事業に参加する看護師等を募集するとともに、研修プログラムを作成し、研修場所や研修内容の調整を行う。
- (イ) 研修内容については、役割分担通知に定める内容について実施することとする。
- (ウ) 研修については、多数の医療機関から参加ができるよう複数の機会で開催するなど、参加者への配慮を行うことが望ましい。

(8) 潜在看護職員復職研修事業

ア 目的

この事業は、潜在看護職員の再就業の促進を図るため、潜在看護職員に対する再就業に向けた臨床実務研修を行うことにより、看護職員の確保に資することを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

- (ア) 都道府県は、再就業を希望する看護職員に対し、最新の看護に関する知識及び技術を修得させ、職場復帰を容易にするための臨床実務研修を実施するものとする。
- (イ) 研修の企画・運営等に当たっては、受講者のニーズなどを考慮し、参加しやすいものとなるよう配慮すること。
- (ウ) 研修実施に当たっては、受講者の離職期間や経験等を考慮し、1回当たり3

～5日程度とし、複数回開催すること。

(エ) 研修場所については、教育研修が充実した病院や看護師等養成機関など、臨床実務研修に適した場所で行うこと。

(オ) 研修実施後は、就業状況、受講者の意見や修習できた能力等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、以後の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

エ 補助条件

都道府県ナースセンター事業における再就業促進に関する研修は、この事業の対象外とする。

4 助産師活用推進事業

(1) 目的

この事業は、妊産婦等の多様なニーズに応え、地域において助産師の確保・活用を推進し、安全・安心・快適なお産の場の確保を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

① 助産師活用推進協議会

ア 目的

各都道府県に、助産師の養成・確保・活用策や医療機関等との連携体制等を協議する協議会を設置し、地域において助産師を活用する体制整備を図ることを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要があるときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

都道府県は、助産師養成所、助産師養成課程を有する大学・短期大学及び産科医療機関などの関係者により構成される協議会を設置し、地域における助産師の養成・確保・活用策について協議するとともに、地域の実情に応じ当該助産師活用推進事業に掲げる事業のうち必要な事業を実施するものとする。

なお、協議会は既存の検討会等をもって代えることができる。

② 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業

ア 目的

院内助産所^(注1)・助産師外来^(注2)(以下「院内助産所等」という。)の開設を促進するため、院内助産所等を開設しようとする医療機関管理者や、院内助産所等で産や妊産婦の相談業務等に従事する医師や助産師に対する研修を行い、安全・安心・快適なお産の場の確保を目的とする。

(注1) 「院内助産所」とは、緊急時の対応ができる医療機関等において、正常経過の妊産婦のケア及び助産を助産師が自立して行うものをいう。

(注2) 「助産師外来」とは、医療機関等において、外来で正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行うものをいう。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

- (ア) 都道府県において、院内助産所等を開設しようとする医療機関の管理者や医師、助産師等を募集するとともに、研修場所や研修内容の調整を行う。
- (イ) 研修については、先駆的な院内助産所等の体制整備に取り組んでいる医療機関での研修や、院内助産所等を開設しようとする医療機関等に先駆的な院内助産所等の体制整備に取り組んでいる産科・産婦人科の医師や助産師、医療機関管理者を招聘し実施するものとする。
- (ウ) 研修内容については、以下のような研修を実施するものとする。
 - a 産科・産婦人科医師や助産師等による安全管理や医師と助産師との連携・協働体制の整備のあり方
 - b その他、アの目的に資するもの
- (エ) 研修については、一医療機関からの複数人の参加及び複数の機会でも可能とするなど参加者への配慮を行うこと。
- (オ) 研修実施後は、受講者の意見や反応等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、以降の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

③ 助産所管理者研修事業

ア 目的

助産所の質の向上を図るため、助産所管理者に対し安全管理や地域連携能力向上などの研修を行い、安全・安心・快適なお産の場の確保を目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

- (ア) 受講対象者は、助産所の管理者及び管理者に準ずる者等とする
- (イ) 研修内容については、助産所の事業における安全管理、地域連携能力向上、人材開発、経営管理等の助産所の質の向上のための知識・技能の研修を行うものとする。
- (ウ) 研修については、多数の管理者等が受講できるよう期間を分けた開催や複

数回の開催など、受講者への配慮を行うこと。

(エ) 研修実施後は、受講者の意見や研修の効果等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、以降の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

④ 潜在助産師復職研修事業

ア 目的

潜在助産師等の再就業の促進を図るため、潜在助産師等に対する再就業に向けた臨床実務研修を行うことにより、助産師の確保に資することを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 都道府県は、再就業を希望する潜在助産師等に対して最新の助産に関する知識及び技術を修得させ、職場復帰を容易にするための臨床実務研修を行うものとする。

(イ) 研修の企画・運営に当たっては、受講者のニーズなどを考慮し、参加しやすいものとなるよう配慮すること。

(ウ) 研修実施に当たっては、受講者の離職期間や経験等を考慮し、概ね5日程度とし、複数回開催すること。

(エ) 研修場所については、教育研修が充実した病院、診療所など臨床実務研修に適した場所で行うこと。

(オ) 研修実施後は、再就業状況、受講者の意見や修習した能力等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、以降の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

エ 補助条件

都道府県ナースセンター事業における再就業促進に関する研修は、この事業の対象外とする。

⑤ 「院内助産所」「助産師外来」施設・設備整備事業

ア 目的

妊産婦の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するため、産科を有する病院・診療所に「院内助産所」「助産師外来」の開設を促進することを目的とする。

イ 補助対象

医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下「医療

機関等」という。)の開設者が、新たに医療機関等の施設内に院内助産所等を開設する場合の施設整備及び設備整備に対して都道府県が補助する事業とする。

(ただし、公立の医療機関等を除く。また、産科又は産婦人科の診療科を有する医療機関等に限る。)

5 訪問看護推進事業

(1) 訪問看護推進協議会

ア 目的

この事業は、都道府県、特別区及び市町村単位で「訪問看護推進協議会」(以下「協議会」)を設置し、訪問看護の推進方法等に関する課題を協議するとともに、訪問看護に関する実態調査及び各年度における訪問看護推進事業の企画・調整等を行い、訪問看護の推進に寄与することを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。また、事業目的の達成に必要なときは都道府県、特別区及び市町村は事業を委託することができる。

ウ 運営基準

(ア) 都道府県知事、特別区長及び市町村長は、市町村関係者、都道府県医師会の代表者、都道府県看護協会の代表者及び都道府県訪問看護ステーション連絡協議会等、訪問看護の推進方法等を協議するために必要なメンバーにより構成される協議会を設置するものとする。

(イ) 協議会に事務局(訪問看護推進室)を設ける。協議会の庶務は事務局において処理する。なお事務局には、各個別事業の助言・調整等を行う訪問看護に精通した看護師等を担当者として配置することが望ましい。(委託する場合には、同様の形態とする。)

エ 事業内容

協議会は、訪問看護の推進に向けた協議を行うとともに、以下の事業について実施の企画、進捗状況管理、評価等を行うものとする。

(ア) 訪問看護の実態等に関する調査、訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修、在宅ターミナルケア研修、在宅ターミナルケアアドバイザー派遣、在宅ターミナルケア普及事業、在宅ターミナルケア地域連携会議、訪問看護管理者研修及び高度在宅看護技術実務研修の計画及び実施等に関すること。

(イ) 訪問看護ステーション等に関する総合的相談及び問い合わせに関すること。

(ウ) 訪問看護ステーションと医療機関等との連携を図るための調整に関すること。

(2) 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修

① 目的

この事業は、訪問看護ステーションと医療機関等の看護師の相互交流による研修を行い、相互の看護の現状・課題や専門性等を理解し、在宅患者に対する最新の看護技術・知識を習得するとともに、入院患者が適切に在宅へ移行するための連携方法について合同研修を行うことにより、訪問看護の推進に寄与することを目的とする。

② 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。また、事業目的の達成に必要なときは、都道府県、特別区及び市町村は事業を委託することができる。

③ 事業内容

ア 訪問看護ステーションの看護師の研修

(ア) 実施期間 1回当たり5日(30時間)程度

(イ) 定員 1回当たり原則3人以上

(ウ) 研修の内容

- a 医療機関で行われている最新かつ高度な医療処置・看護ケア研修及び実技研修(集合講習、実技講習等)
- b 地域連携研修(合同研修)

イ 医療機関等の看護師の研修

(ア) 実施期間 1回当たり原則3日程度

(イ) 定員 1回当たり原則3人以上

(ウ) 研修の内容

- a 現地研修(集合講習、現場同行)
- b 地域連携研修(合同研修)

(3) 在宅ターミナルケア研修

ア 目的

この事業は、訪問看護ステーション等の看護師に対する緩和ケアやがん性疼痛看護、家族支援を含む看取りのケアに関する知識と技術を有する看護師等による研修を実施し、在宅ターミナルケアの専門的な技術を習得させることにより、在宅での看取りの推進に寄与することを目的とするものである。

イ 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。また、事業目的の

達成に必要があるときは都道府県、特別区及び市町村は事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 実施期間 原則3日程度

(イ) 定員 原則10人程度

(ウ) 研修の内容 薬物療法や精神的なケアを含む緩和ケア、在宅における家族支援を含めた看取りのケアについての講義・技術指導等

(4) 在宅ターミナルケアアドバイザー派遣事業

ア 目的

この事業は、在宅ターミナルケアを実施又は実施しようとする訪問看護ステーション等に対して、緩和ケアやがん性疼痛看護の知識と技術を有する看護師等をアドバイザーとして派遣し、現状にあった在宅ターミナルケア等についての助言を行うことにより、在宅での看取りの推進を図ることを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。また、事業目的の達成に必要があるときは都道府県、特別区及び市町村は事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 緩和ケアやがん性疼痛看護の知識と技術を有する看護師等を、アドバイザーとして招聘し派遣する。

(イ) 在宅ターミナルを実施又は実施しようとする訪問看護ステーション等をアドバイザーの派遣対象施設とする。

(5) 在宅ターミナルケア等普及事業

ア 目的

在宅ターミナルケア及び訪問看護の役割を地域に浸透させるため、ケアの利用者と訪問看護ステーション等の提供者が共同して、在宅ターミナルケア等に関するフォーラム・講演会等の開催や、パンフレット等を発行し、その普及啓発を図ることを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。また、事業目的の達成に必要があるときは都道府県、特別区及び市町村は事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) フォーラム等

在宅ターミナルケア等の利用者及び訪問看護ステーション等の提供者が共同し、地域の住民に在宅ターミナルケアについての認識を深められるよう、在宅ターミナルケア等に関するフォーラム、講演会等を開催する。

(イ) パンフレット発行等

地域住民が在宅ターミナルケア等についての理解を深め、普及啓発を図るため、地域における在宅ターミナルケア等の現状についての情報や、在宅ターミナルケア等の利用者の家族の体験談等を掲載したパンフレットの発行等を定期的に行う。

(6) 在宅ターミナルケア等地域連携会議

ア 目的

地域において、在宅ターミナルケア等の専門的な知識を有する医師、看護師等の指導の下に会議を開催し、医療機関、訪問看護ステーション、薬局等在宅ターミナルケア等の推進に関わる関係機関の連携を図り、疼痛管理プロトコルの作成を行う等、在宅ターミナルケア等の普及を推進する。あわせて、その連携強化を図るとともにそれらの実施状況について他の地域に情報提供する。

イ 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。また、事業目的の達成に必要なときは都道府県、特別区及び市町村は事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 地域において医療機関、訪問看護ステーション、薬局等在宅ターミナルケア等に関わる関係機関が連携を図るための会議の開催。

(イ) 既に連携の取れている場合には疼痛管理プロトコル等により、個別具体的なプロトコル作成等を行う会議の開催。

(ウ) 作成されたプロトコルに基づく訪問看護の実施。

(エ) これらの実施状況について報告書を作成し、他の地域、厚生労働省等に対し情報提供を行う。

(7) 訪問看護管理者研修事業

ア 目的

この事業は、訪問看護ステーションの管理者及び管理者に準ずる者等に対し、情報管理、安全管理、スタッフの能力開発等管理者としての能力を高める研修を

行い、訪問看護ステーションの看護の質の向上を図り、訪問看護の推進に寄与することを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。また、事業目的の達成に必要なときは、都道府県、特別区及び市町村は事業を委託することができる。

ウ 事業内容

- (ア) 受講対象者は、訪問看護ステーション等の管理者及び管理者に準ずる者等とする。
- (イ) 研修内容については、訪問看護事業における情報管理、安全管理、人材管理、能力開発等の訪問看護事業所の質の向上のための知識・技能の研修を行うものとする。
- (ウ) 研修については、多数の管理者等が受講できるよう期間を分けた開催や複数回の開催など、受講者への配慮を行うことが望ましい。

(8) 高度在宅看護技術実務研修事業

ア 目的

この事業は、訪問看護に関心を持ち医療依存度の高い療養者の看護に携わることが希望する潜在看護師や新人看護師等に対し、訪問看護事業所において訪問看護に熟練した看護師とともに、在宅療養者を訪問し、技術の習得を図ることを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は都道府県、特別区及び市町村とする。また、事業目的の達成に必要なときは、都道府県、特別区及び市町村は事業を委託することができる。

ウ 事業内容

- (ア) 受講対象者は、看護師とする。
- (イ) 研修内容については、熟練訪問看護師とともに医療依存度の高い在宅療養者（小児を含む。）を訪問し、在宅特有の高度の在宅看護技術について研修を行うものとする。

(9) 医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護充実の検討

ア 目的

在宅療養の継続を図るためには、在宅療養者の状態に応じた適切な医療・看護

サービスが提供されると共に、家族の介護負担の軽減を支援することが重要である。中でも医療ニーズの高い在宅療養者に対する医療・看護の充実を図ることは喫緊の課題である。

そのため、在宅療養者の多様なニーズに対応できる医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護の充実強化のあり方（以下「多機能サービス」と称する。）について検討を行い、訪問看護の推進を図る。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を関係団体に委託することができる。

ウ 検討会の設置

都道府県に多機能サービスに関する具体的な検討を行うため、市町村関係者、都道府県医師会の代表者、都道府県看護協会の代表者及び訪問看護ステーションの代表者等により構成される検討会を設置するものとする。

エ 検討の内容

- (ア) 多機能サービスの企画、立案及び評価を行うための検討会の開催
- (イ) 多機能サービスの試行
- (ウ) 訪問看護の推進を図る上での現行制度上の課題

(10) 医療依存度の高い在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護一体型事業

ア 目的

近年の医学の進歩、医療技術の高度化・専門分化等により、個々の疾病の治癒率が向上し、在宅で療養生活をする者も増えてきている。また、そうした中で、難病やターミナル等、医療依存度の高い在宅療養者も増加してきている。

このような医療依存度の高い在宅療養者の生活の安定を図るためには、看護と介護ニーズを併せ持つ複雑で多様なサービス提供が求められており、訪問看護と訪問介護の一層の連携により個別性に応じた生活支援を行うことが必要となっている。

本事業では、これを踏まえ、訪問看護と訪問介護の一体型サービスの提供を試行的に実施することにより、医療依存度の高い在宅療養者（介護保険対象者を除く）に対する訪問看護・介護サービス提供のあり方を検討することを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) 検討会の開催

医療依存度の高い在宅療養者に対する、一体型サービス提供方式（訪問看護・訪問介護を一体的に行うサービス（以下「一体型サービス」という）の提供方式）について、次のイ、ウを踏まえ実施効果等の具体的な検討を行うため、都道府県及び市町村の保健医療福祉関係者、都道府県又は郡市医師会、都道府県看護協会、訪問看護ステーション及びヘルパー事業所等の代表者等により構成される検討会を開催する。

(イ) 一体型サービスの試行

訪問看護ステーションにおいて介護福祉士又はホームヘルパーを雇用し、医療依存度の高い在宅療養者（介護保険対象者を除く）に対する一体型サービスを計画するとともに、各々の専門性を活かしながら協同でサービスを試行的に実施する。

(ウ) 一体型サービスの評価

訪問看護ステーションにおいて、下記の事項について、サービスの効率及び効果等の観点から評価を行う。

- a 医療依存度の高い対象者の生活支援等に関する課題
- b 一体型サービスの実施による医療依存度の高い対象者に対するケアの効果等
- c 一体型サービスの実施による訪問看護・訪問介護サービス提供体制への影響及び、訪問看護と訪問介護の協同における課題等

6 看護職員確保対策特別事業

(1) 目的

この事業は、都道府県等が創意工夫を凝らし、地域の実情に応じた効果的・効率的な看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策に関する特別事業について助成し、より具体的な事業展開を図り、総合的な看護職員確保対策の推進に資することを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び厚生労働大臣が認める者とする。

(3) 事業内容

都道府県等が総合的な看護職員確保対策を推進するために行う特別事業とする。

(4) 補助対象事業の選定

事業の選定は、次のような条件を勘案して選定する。

- ア 都道府県等において、総合的な看護職員確保対策を必要とする特別事情があること。

イ 都道府県等において、離職防止を始めとする看護職員確保対策に積極的に取り組んでいること。

ウ 当該事業が総合的な看護職員確保対策を有効かつ的確に推進することが期待されると見込まれること。

7 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業

(1) 目的

この事業は、看護職員が出産や育児・介護のほかキャリアアップや自己啓発など個々のライフステージに対応し働き続けることが可能となるような多様な勤務形態の整備を促進し、医療機関において看護職員の離職防止・復職支援を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

① 多様な勤務形態導入研修事業

ア この事業の実施主体は、都道府県とする。なお、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。

イ 都道府県は、医療機関管理者や看護管理者等に対し、短時間正社員制度をはじめとする多様な勤務形態に関する啓発や導入するための研修を企画・立案し実施する。なお、研修の内容については、以下の例を参考とする。

〈研修の内容例〉

○多様な勤務形態の啓発に関する研修(基礎編)

- ・看護職員の勤務の現状とその問題点
- ・ワークライフバランス(WLB)の基本的知識
- ・短時間正社員制度をはじめとする各種多様な勤務形態の考え方
- ・人事労務管理の基礎知識
- ・労働基準法等関係法令の基礎知識(診療報酬の算定要件などを含む)
- ・多様な勤務形態の導入に関する好事例

○多様な勤務形態の導入に向けた実践的な研修(実践編)

- ・多様な勤務形態の導入に向けた組織体制に関すること
- ・自施設の現状分析に関すること
- ・具体的な導入方法等に関すること
- ・看護業務のマネジメントの実際に関すること
- ・就業規則等の規定の整備に関すること
- ・多様な勤務形態の運用及び運用後の評価等に関すること

ウ 研修実施後は、参加者の意見等を把握するとともに、研修内容・運営方法等の評価を行い、以後の研修の企画・運営の改善に活かすこと。

② 多様な勤務形態導入等相談・アドバイザー派遣事業

- ア この事業の実施主体は、都道府県とする。なお、事業目的の達成に必要なときは、事業を委託することができる。
- イ 都道府県は、医療機関における短時間正社員制度をはじめとする多様な勤務形態の導入を支援するため、次のうち必要な事業を実施する。
 - (ア) 多様な勤務形態の導入や運用に関する相談窓口を開設し、専門の相談員が医療機関からの相談等に対応する。(週1日以上)なお、相談窓口の開設時には、各医療機関に周知すること。
 - (イ) 多様な勤務形態の導入や改善をしようとする医療機関にアドバイザーを派遣する。
 - (ウ) その他多様な勤務形態の導入に係る普及啓発に関すること。

③ 就業環境改善支援事業

- ア この事業の実施主体は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院とする。
- イ 看護職員の就業環境の改善を図るため、短時間正社員制度をはじめとする多様な勤務形態を労働協約又は就業規則等により制度化又は改正することに取り組むこと。
- ウ 短時間正社員制度は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条（所定労働時間の短縮措置）で規定する労働者に限らず、育児、介護やキャリアアップなど就労継続と資質の向上に資する幅広い勤務形態の選択においても利用できる制度とする。
- エ 短時間正社員制度のほかフレックスタイム制度や時差出勤の導入など個々の実情に応じた多様な勤務形態を組み合わせ導入することが望ましい。
- オ 新たな制度の導入及び改正に当たっては、以下を実施すること。
 - (ア) 看護部門だけでなく、事務や他部門の参加と連携を得て、病院組織として導入する体制を整備すること。
 - (イ) 自施設の特徴や職員構成など現状分析及び看護職員のニーズを把握したうえで、看護職員の利用しやすい制度とすること。

8 病院内保育所運営事業

(1) 目的

この事業は、病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的とする。

(2) 補助対象事業

補助対象事業は（４）に掲げる法人等が（１）に掲げる目的をもって職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「病院内保育所運営事業」という。）とする。ただし、財団法人 21 世紀職業財団による「事業所内託児施設助成金、ベビーシッター費用等助成金」等との重複補助は認めない。

（３）補助対象施設

補助対象施設は、医療法第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は、同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が運営をする病院内保育施設（近隣の他の病院又は診療所の医療従事者が共同利用することを目的として一医療施設が設置した病院内保育施設を含む。）であって、（６）に掲げる病院内保育施設の種別に該当し、12 か月運営し、かつ保育料として 1 人当たり平均月額 10,000 円以上徴収している施設とする。

運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね 15 日以上である場合には 1 か月として算定して差し支えないものとし、また保育料とは保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む）をいう。

（４）実施主体

この事業の実施主体は、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、国家公務員共済組合及びその連合会、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、一般社団法人又は一般財団法人等とする。ただし、（１０）に掲げる施設整備事業については、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会を含むものとする。

（５）実施主体の義務

実施主体は、施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）を尊重するものとする。

（６）病院内保育施設の種別

病院内保育施設の種別は以下の表 1 の通りとする。種別を決定するに当たっては、各基準項目を全て満たしていなければならない。

なお、児童数の算定に関しては、年間の平均保育児童数が各種別の基準値以上あれば、各月において基準値未満（6 か月以上に達する場合は除く）であっても各種別に該当するものとする。

基準項目 種別	保育児童数	保育士等数	保育時間
A 型特例	4 人未満	2 人以上	8 時間以上
A 型	4 人以上	2 人以上	8 時間以上

B型	10人以上	4人以上	10時間以上
B型特例	30人以上	10人以上	10時間以上

表1. 病院内保育施設の種別

(7) 病児等保育

ア 対象児童

(ア) 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

(イ) 保育所に通所している児童ではないが、(ア)と同様の状況にある児童(小学校低学年児童等を含む。)

イ 対象疾患等

感冒、消化不良症(多症候性下痢)等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。

ウ 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。

エ 職員配置等

(ア) 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。

なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。

(イ) 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

(ウ) 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

(エ) 他の児童への感染の防止に配慮すること。

オ 利用事務手続等

(ア) 利用事務手続きについては、都道府県又は実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

(イ) 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行

うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

カ 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。(ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。)

キ その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

(8) 緊急一時保育

ア 対象児童

24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の乳児または幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童(小学校低学年を含む)。

イ 対象となるサービス

病院内保育所が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と契約をしておき、かつ保育サービス提供者への支払を当該病院内保育所の会計で行い、(アにより医療従事者の児童を保育したことにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

ウ 緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦(夫)等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

(9) 児童保育

ア 対象児童

病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童(以下、放課後児童という)。

イ 施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保することとする。

ウ 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準（昭和二三年厚生省令第六三号）第三八条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を1名以上配置すること。

(10) 施設整備事業

病院内保育所の新築・増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く。）事業とする。

9 中央ナースセンター事業

(1) 目的

保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の未就業者の就業促進など、看護職員の確保を図るため、都道府県ナースセンター事業の活動を支援・指導等都道府県ナースセンターを統括する事業を実施することにより、医療機関等の看護職員の不足解消及び在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、社団法人日本看護協会とする。

(3) 事業内容

中央ナースセンターは、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 都道府県ナースセンターの業務に関する啓発活動を行うこと。

イ 都道府県ナースセンターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。

ウ 都道府県ナースセンターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県ナースセンターその他の関係者に対し提供すること。

エ 二以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動を行うこと。

オ 前各号に掲げるもののほか、都道府県ナースセンターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

(4) 運営方法

中央ナースセンターの運営に当たっては、事業担当責任者を置き、都道府県ナースセンターと密接な連携を図ることにより円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

10 看護師勤務環境改善施設整備事業

(1) 目的

この事業は、医療の高度化に対応可能なナースステーションの拡充、処置室及びカンファレンスルーム等の拡張や新設等看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりなど勤務環境改善整備をすることにより、看護職員の離職防止を図ることを目的と

する。

(2) 補助対象

社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う病院のナースステーション、処置室及びカンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするための施設整備事業に対して都道府県が補助する事業。

(3) 補助条件

ア 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院。

イ 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院。

11 看護師宿舎施設整備事業

(1) 目的

この事業は、離職防止対策の一環として、看護師宿舎の個室整備をすることにより、看護職員の定着促進を図ることを目的とする。

(2) 補助対象

社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護師宿舎を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備するための施設整備事業に対して都道府県が補助する事業。

(3) 補助条件

ア 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院。

イ 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院。

Ⅱ 外国人看護師候補者就労研修支援事業

1 日本語習得支援事業

(1) 目的

この事業は、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要な日本語能力の習得を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

この事業は、外国人看護師候補者受入施設（厚生労働大臣が認める者とする。）が実施する日本語習得支援事業に対して、都道府県が補助する事業を対象とする。

(3) 事業内容

事業者は、日本語学校等への就学や日本語講師を招聘する等外国人看護師候補者が日本語を習得するために必要な措置を講ずるものとする。

2 就労研修支援事業

(1) 目的

この事業は、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要な研修支援体制を構築することを目的とする。

(2) 実施主体

この事業は、外国人看護師候補者受入施設（厚生労働大臣が認める者とする。）が実施する就労研修支援事業に対して、都道府県が補助する事業を対象とする。

(3) 事業内容

事業者は、学習方法の指導研修等外国人看護師候補者が国家資格の取得に向けた研修を行うものとする。

歯科保健医療対策事業実施要綱

医政発第 0404001 号

平成 15 年 4 月 4 日

一部改正

医政発第 0523009 号

平成 18 年 5 月 23 日

医政発第 0414005 号

平成 20 年 4 月 14 日

医政発第 0206001 号

平成 21 年 2 月 6 日

医政発第 号

平成 22 年 月 日

目 次

I	8020運動推進特別事業	1
II	歯科衛生士養成所施設整備事業	3
III	歯科衛生士養成所初度設備整備事業	3
IV	歯科医療安全管理体制推進特別事業	4
V	在宅歯科診療設備整備事業	5
VI	在宅歯科医療連携室設備整備事業	6

I 8020運動推進特別事業

1 目的

この事業は、国民の歯科疾患予防等歯の健康の保持を推進させる観点から、都道府県が地域における8020運動に係る政策的な事業を行うとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

この事業の内容は、都道府県が行う（1）から（2）の事業とする。

（1）この事業の実施にあたり、8020運動推進特別事業検討評価委員会を設置すること。

・委員は歯科保健医療サービスを利用する立場にある者を含めた委員構成（委員の例：歯科医師、歯科衛生士、学校保健関係者、産業保健関係者、介護保険関係者、行政、住民等）とする。

・8020運動推進特別事業検討評価委員会では、各地域における歯科保健に関する課題を検討し、事業計画の策定や評価を行うものとする。

（2）地域の実情に応じて、次に掲げる事業の中から1以上の歯科保健事業を計画的に行うものとする。ただし、都道府県は外部の専門機関等に委託することができるものとする。

1) 政策的事業1

ア フッ化物洗口や歯周病予防のための歯ブラシ指導等、歯科疾患予防に関する事業

イ 成人を対象とした歯科検診や個人に対する歯科保健指導等、検診の実施と検診体制の整備に関する事業

ウ 要介護者等や障がい者（児）を対象とした口腔ケアや咀嚼・嚥下の機能維持等口腔機能向上に関する事業

エ 歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職種に対する研修事業

オ ケアマネージャー、ホームヘルパー、介護施設職員等の専門職種に対する研修事業

カ 歯科疾患予防や生活習慣等に係る調査研究事業

2) 政策的事業2

キ その他地域における医療連携等喫緊の課題であり、早急に対応が必要とされる事業

3) その他事業

政策的事業に該当しない事業

4 補助条件

他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。

II 歯科衛生士養成所施設整備事業

1 目的

この事業は、歯科衛生士の資質の向上を図る観点から、歯科衛生士の学校又は養成所の新設や修業年限の延長を行い、教育内容の充実を図ることにより、良質の歯科保健医療を提供できる歯科衛生士を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、民法法人、医療法人

3 事業内容

この事業の内容は、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）に基づき指定を受けることができる歯科衛生士の学校又は養成所の教育環境の改善を図るための新設及び修業年限の延長に係る施設整備事業とする。

III 歯科衛生士養成所初度設備整備事業

1 目的

この事業は、歯科衛生士の資質の向上を図る観点から、歯科衛生士の学校又は養成所の新設や修業年限の延長を行い、教育内容の充実を図ることにより、良質の歯科保健医療を提供できる歯科衛生士を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、民法法人、医療法人

3 事業内容

この事業の内容は、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）に基づき指定を受けることができる歯科衛生士の学校又は養成所の教育環境の改善を図るための新設及び修業年限の延長に係る初度設備整備事業とする。

IV 歯科医療安全管理体制推進特別事業

1 目的

第5次医療法改正により、平成19年4月より全ての医療機関において、医療安全に関する管理体制の整備が義務付けられたところである。

この事業は、歯科医療を行う医療機関等において、医療の安全の確保をより効率的に推進するため、都道府県が地域歯科医師会等と連携し、各地域の実情に応じた歯科医療安全管理体制を推進することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制を整備することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

この事業内容は、都道府県が各地域の実情に応じて、次に掲げる歯科医療安全管理体制の推進に係る事項について、地方自治体、歯科医師会、歯科衛生士会等に所属する医療関係者等から構成される検討会に基づき、計画的に事業を実施するものとする。ただし、都道府県は外部の専門機関等に委託することができるものとする。

- ア 歯科医療安全に関する患者への情報提供及び相談に応じる体制の推進に資する事項
- イ 緊急時に院内において初期対応できる技術の習得に関する事項
- ウ 地域医療における医科－歯科連携等の推進に資する事項
- エ 歯科医療機器の感染防止対策、保守管理等に関する事項
- オ 歯科医療における医薬品、材料等の取扱いに関する事項
- カ 歯科診療における環境整備、水質管理、医療廃棄物等に関する事項
- キ 地域における課題の把握・評価等に基づく、効果的な歯科医療安全管理の普及定着に資する事項
- ク 歯科診療において特別な感染防止対策が必要とされる治療に関する事項（インプラント手術や外科処置）
- ケ その他歯科医療安全管理体制の推進に資する事項

V 在宅歯科診療設備整備事業

1 目的

主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の推進に資するため、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備を整備することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。

3 事業内容

この事業内容は、歯科関係者講習会実施要綱（平成20年4月3日医政発第0403017号）により実施される「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」（以下、「講習会」という。）を修了した歯科医師（歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている歯科医師（以下、「研修歯科医」という。）を除く。）が、在宅歯科診療を実施するために必要となる医療機器等に係る初度設備整備事業とする。

4 補助条件

事業の実施主体においては、講習会を修了した歯科医師（研修歯科医を除く。）が常に勤務していること。

5 共同利用

この事業で整備した医療機器等は、講習会を修了した歯科医師において共同利用することができる。

VI 在宅歯科医療連携室整備事業

1 目的

この事業は、在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口を設置することにより、住民や在宅歯科医療を受ける者・家族等のニーズに応え、地域における在宅歯科医療の推進および他分野との連携体制の構築を図ることを目的とするものである。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県とする。

3 事業内容

この事業の内容は、都道府県が行う（１）及び（２）の事業とする。ただし、都道府県は外部の専門機関等に委託することができるものとする。

（１）在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制を構築する観点から、在宅歯科医療連携室を設置する。

なお、在宅歯科医療連携室を設置・運営する際には以下の点に留意すること。

- ・在宅歯科医療連携室の設置に関しては、在宅歯科医療と他分野との連携体制が構築できる適当な場所を活用すること。
- ・在宅歯科医療連携室の運営に関しては、住民や他団体（職種）を含めて定期的に検討や評価を行うこと。

（２）地域の実情に応じて、在宅歯科医療連携室において、在宅歯科医療の推進及び他分野との連携構築に資する以下の業務を、計画的かつ効果的に行うものとする。

- ア 医科・介護等との連携・調整に関する業務
- イ 在宅歯科医療希望者の窓口に関する業務
- ウ 在宅歯科医療や口腔ケア指導者等の実施歯科診療所等の紹介に関する業務
- エ 在宅歯科医療機器の貸出に関する業務
- オ 地域における喫緊の課題であり、住民や在宅歯科医療を受ける者・家族等から要望が寄せられている事項及び広報に関する事業

公的病院等特殊診療部門運営事業実施要綱

第1 目的

この事業は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会の開設する病院（以下「公的病院」という。）及び厚生労働大臣が適当と認める者が開設する病院（以下「民間病院」という。）であって、地域において小児医療、在宅医療（以下「小児医療等」という。）の中心的役割を果たしている病院に対して、その運営に要する経費を補助することにより地域住民の医療の確保充実を図ることを目的とする。

第2 補助事業

小児医療等の中心的役割を果たしている病院の事業とする。

1 公的病院

「小児医療施設」

前年度10月1日現在において、小児病棟を有し、かつ、未熟児病床10床以上を有する病院で、前年度において小児医療を行っているものをいう。

「在宅医療」

次の法律のいずれかの規定に基づく地域を有する市町村に所在する病院であって、かつ、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」（平成6年3月16日厚生省告示第54号）に基づく在宅療養指導管理等（訪問看護を含む。）を複数以上行っているものをいう。

- ・離島振興法第2条第1項
- ・奄美群島振興開発特別措置法第1条
- ・小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項
- ・沖縄振興特別措置法第3条第3項
- ・山村振興法第2条
- ・過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項

（注）通院中又は退院した患者が継続して在宅療養できるように医療職員が出向き、治療、看護及び必要な指導等を行い、また、往診日以外については、常時対応がとれる体制にある病院であること。

2 民間病院

「在宅医療」

次の法律の規定に基づく地域を有する市町村に所在する病院であって、かつ「診療報酬の算定方法」（平成18年3月6日厚生労働省告示第92号）に基づく在宅療養指導管理等（訪問看護を含む。）を複数以上行うものをいう。

- ・離島振興法第2条第1項
- ・奄美群島振興開発特別措置法第1条
- ・小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項
- ・沖縄振興特別措置法第3条第3項
- ・山村振興法第2条
- ・過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項

（注）通院中又は退院した患者が継続して在宅療養できるように医療職員が出向き、治療、看護及び必要な指導等を行い、また、往診日以外については、常時対応がとれる体制にある病院であること。

第3 事業内容

- 1 公的病院については、小児医療等の中心的役割を果たしている病院を交付の対象とし、都道府県がその運営に要する経費を補助した場合、国がその一部を補助するものである。
- 2 民間病院については、在宅医療を実施する病院を交付の対象とし、都道府県がその運営に要する経費を補助した場合、国がその一部を補助するものである。

第4 補助事業者の責務

病院の管理者は、補助事業の充実を図るとともに、適切な計画の下に財政の再建に努めるものとする。

院内感染対策事業実施要綱

第1 院内感染対策施設整備事業

1 目的

この事業は、MRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)などの耐性菌の増加に伴い、院内感染症に適切に対応するため、病室の個室化及び個室の空調設備の整備を促進することにより、患者のプライバシーを保護するとともに、院内感染の拡大防止を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者とする(ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)

3 事業内容

次の条件に該当する病院における院内感染者のための個室整備であること。

- (1) 厚生労働省が実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等を参加させるなど積極的な取り組みを行っていること。
- (2) 個室整備に必要な設備(専用のバス、トイレ等)を設けること。

第2 院内感染対策設備整備事業

1 目的

この事業は、病院に自動手指消毒器の整備を促進し、手指を媒介としたMRSA等による院内感染症の拡大防止を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者とする(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)

3 事業内容

次の条件に該当する病院における院内感染の拡大防止を目的とした自動手指消毒器の初度設備整備であること。

(1) 次に掲げるア～クのうち、いずれかに該当する病院であること。

ア 昭和52年7月6日付医発第692号医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づく次の病院

(ア) 病院群輪番制に参加している病院

(イ) 共同利用型病院

(ウ) 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院

イ 昭和59年10月25日付健政発第263号健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設

ウ 平成13年5月16日付医政発第529号医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」に基づくへき地医療拠点病院

エ 本通知に基づく院内感染対策施設整備事業実施病院

オ 平成5年12月15日付健政発第786号健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」に基づく医療施設近代化施設整備事業実施病院

カ 平成5年6月15日付健政発第385号健康政策局長通知「公的病院等特殊診療部門運営事業について」に基づく在宅医療施設

キ 平成21年3月30日付医政発第0330011号医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づく次の病院

(ア) 小児医療施設

(イ) 周産期医療施設

ク 平成21年3月30日付厚生労働省発医政第0330004号事務次官通知「医療提供体制施設整備交付金の交付について」に基づく次の病院

(ア) がん診療施設

(イ) 医学的リハビリテーション施設

(2) 厚生労働省の実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等を参加させるなど積極的な取り組みを行っていること。

第3 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

1 目的

この事業は、院内感染を予防するため、地域（都道府県単位）において、院内感染に関する専門家による相談窓口を設置し、医療機関が院内感染予防等について日常的に相談できる体制を整備するとともに、地域における院内感染対策を支援することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県とする。ただし、都道府県は、地域医師会等に委託することができることとする。

3 事業内容

- (1) 地域の医療機関（特に独自の感染制御医師（ICD）、感染管理看護師（ICN）等を有しない中小病院、診療所等）からの院内感染予防等に関する相談について日常的に対応するものとする。
- (2) 地域の医療機関において発生した院内感染事例の収集、解析、評価を行い、地域における院内感染予防対策に役立てることとする。なお、事業実績の報告の際に評価結果等活動内容がわかる書類を添付すること。
- (3) 特定機能病院を含めた地域の医療機関における院内感染予防対策について、必要に応じて、院内感染に精通する外部の専門家に評価、助言を依頼するものとする。

在宅医療推進支援事業実施要綱

1. 目的

地域における在宅療養患者等に対し、総合的な相談・支援や地域における医療関連施設等と人材の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、在宅療養患者及びその家族のQOLの向上に資することを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村及び厚生労働大臣の認める者とする。

また、目的達成のために必要があるときは、都道府県は事業を関係団体等に委託することができることとする。

3. 事業内容

(1) 在宅医療推進支援センター事業

地域における在宅療養患者等に対する相談・支援、在宅医療等の普及啓発を行う拠点として、在宅医療推進支援センター（機能）を設置し、患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における患者等の支援を一層推進するものとする。

ア. 主な機能

(ア) 情報収集・提供

在宅医療に関する国内外の情報収集及び患者・家族、医療関係者への情報提供

(イ) 患者・家族向け総合相談（電話相談を含む）

不安、悩み等の相談や地域で受けられる在宅医療サービスに関する相談等

(ウ) 医療従事者向け相談

患者のマネジメントや医療提供施設間の連携等について

(エ) 講演会等の開催

一般住民向け講演会や医師、看護師、薬剤師、福祉関係者等に対する講習会等の開催

(オ) 在宅医療に必要な機器の展示

(カ) 地域連携支援

地域における在宅医療ネットワークを構築するための専門的助言

イ. 職員の配置

相談等に対応するため、看護師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー等の非常勤職員を配置する。

(2) 在宅医療推進連絡協議会

在宅医療推進連絡協議会を設置し、地域における在宅医療に関する医療連携の推進及び適切な在宅医療の提供促進を図る。

ア. 主な機能

(ア) 地域における在宅医療ネットワークの構築

医療機関、訪問看護ステーション、薬局等間の調整と地域連携支援の方策に関する検討

(イ) 地域における患者ニーズの把握

在宅医療に関する住民の意識調査等の実施

(ウ) 在宅医療に必要な資源（人材、医療機関）の確保に関する検討

(エ) 在宅医療の推進状況の評価

イ. 協議会の構成

協議会は、病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション等の施設関係者、関係団体、都道府県、市町村等に属するものから構成する。

(3) 在宅医療従事者研修

在宅医療に関する従事者（医師、看護師、薬剤師、福祉関係者等）に対し、それぞれの業務内容に応じた専門研修を実施し、適切な在宅医療の提供促進を図る。

4. 経費の負担

都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が定める「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」に基づき、事業内容を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うこととする。

共同利用施設整備事業実施要綱

第1 公的医療機関等による共同利用施設

1 目的

この事業は、公的医療機関等を地域の中心的な医療機関として位置づけ、開放型病棟若しくは共同利用を目的とした高額医療機器を整備し、共同利用施設として地域の医療機関相互の密接な連携と機能分担の促進、医療資源の効率的活用を図り、もって地域の医療水準の向上に資することを目的とする。

2 事業の実施主体

(1) 施設

この事業の実施主体は、厚生労働大臣が適当と認める者とする。(但し、普通地方公共団体、特別地方公共団体、地方独立行政法人、特定地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)

(2) 設備

この事業の実施主体は、厚生労働大臣が適当と認める者とする。(但し、普通地方公共団体、特別地方公共団体、地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。)

3 運営方法

(1) 共同利用施設は、共同利用施設運営委員会(以下「運営委員会」という。)

を設置し、1の目的に従い運営に関する必要事項を定めるものとする。

(2) 運営委員会の委員は、市町村、共同利用施設、地域医師会、保健所等に所属する者より構成するものとする。

(3) 運営委員会は、都道府県に設置された協議組織と密接な連携をとり地域医療計画の一環として整合性のある運営を行うものとする。

(4) 運営委員会は概ね3ヶ月に1回以上開催するものとする。

4 整備基準

(1) 共同利用施設は概ね二次医療圏単位に整備するものとする。

(2) 共同利用施設を整備しようとする者は、事前に圏域内の医師会の同意を得るとともに、保健所、市町村及び都道府県等と調整を行うものとする。

5 整備内容

(1) 施設

ア 特殊診療棟(共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門)

イ 開放型病棟(病室、診察室、処置室、寝具倉庫、廊下、便所、暖冷房、附

属設備等。ただし、病院に置かれるものに限る。)

(2) 設備

共同利用高額医療機器

第2 地域医療支援病院の共同利用部門

1 目的

この事業は、地域医療支援病院における共同利用部門の体制を整備し、共同利用施設として地域の医療機関相互の密接な関係と機能分担の促進、医療資源の効率的活用を図り、もって地域の医療水準の向上に資することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第4条第1項の規定により地域医療支援病院としての承認を受けた病院の開設者及び承認を受けようとする病院の開設者とする。

3 運営方法

医療法、医療法施行規則及び関係通知の規定に基づき、共同利用を実施すること。

4 整備内容

(1) 施設

ア 特殊診療棟 (共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門)

イ 開放型病棟 (病室、診察室、処置室、寝具倉庫、廊下、便所、暖冷房、附属設備等。ただし、病院に置かれるものに限る。)

(2) 設備

共同利用高額医療機器

医政発第0325009号

平成17年3月25日

一部改正 医政発第1016003号

平成18年10月16日

内視鏡訓練施設整備事業実施要綱

1 目的

医療の高度化に伴い、従来の内視鏡手術（開腹）から腹腔鏡下における内視鏡手術が急速に普及していることから、内視鏡手術訓練施設を整備し、腹腔鏡下における内視鏡手術に関する研修等を実施することにより、医師の手技向上及び医療の質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

厚生労働大臣の認める者とする。（但し、都道府県、市町村を除く。）

3 事業内容

腹腔鏡下における内視鏡手術の研修等を実施するため、訓練施設を整備する。

4 対象経費

（1） 設備整備

内視鏡手術の研修に必要な手術テーブル（動物用）、麻酔器、無影灯、スコープ、光源装置などの購入費

（2） 施設整備

内視鏡手術の訓練施設に必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

医療施設近代化施設整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及びへき地や都市部の診療所の円滑な承継のための整備を促進し、もって医療施設の経営の確保を図ることを目的とする。

2 交付対象

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、その他厚生労働大臣が適当と認める者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）が開設する医療施設の患者療養環境、医療従事者職場環境、衛生環境等の改善のための施設整備事業

3 交付条件

(1) 病院（改修（一部増築を含む）により療養病床を整備する病院は除く）

（絶対条件）

建物の老朽化等による建替等のための整備事業において、次の①から⑨をすべて満たすこと。ただし、前年度以前より医療施設近代化施設整備事業の国庫補助を受けている病院については、⑥のうち整備完了後に付される条件を除き、医療施設近代化施設整備事業の国庫補助を最初に受けた年度の絶対条件を適用する。

- ① 建替整備（改築及び移転新築）を伴う場合は、整備区域は築後概ね30年以上経過又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により指定された激甚災害に係る地震により被災していること。
- ② 整備後の整備区域の病棟の一床ごとの病室面積を6.4㎡以上（改修の場合は5.8㎡以上）、かつ、一床当たりの病棟面積を18㎡以上（改修の場合は16㎡以上）確保すること。
- ③ 直近の医療監視時における医師・看護師の現員の職員数の標準に対する比

率が、原則として、いずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であること。

- ④ 精神科病院にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第18条に基づく常勤の精神保健指定医が2名以上配置されている病院であること。ただし、病床数が100床未満の病院にあっては、常勤の精神保健指定医が1名以上配置されている病院であること。
- ⑤ 次に掲げるア～ヒのうち、いずれかに該当する病院であること。ただし、整備区域の病棟の病床数を20%以上削減する場合はこの限りではない。
- ア 平成13年5月16日医政発第529号医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」に基づくへき地医療拠点病院
- イ 昭和52年7月6日医発第692号医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づく次の病院
- （ア） 病院群輪番制等に参加している病院
- （イ） 共同利用型病院
- （ウ） 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院
- ウ 平成10年6月11日健政発第728号厚生省健康政策局長通知「地域医療研修施設の整備について」に基づく地域医療研修施設
- エ 昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく腎移植施設
- オ 昭和57年1月22日医発第85号厚生省医務局長通知「老人デイケア施設の整備事業について」に基づく老人デイケア施設
- カ 昭和59年10月25日健政発第263号健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設
- キ 平成7年4月3日児発第379号厚生省児童家庭局長通知「母子医療施設整備事業の実施について」に基づく周産期医療施設
- ク 平成6年6月23日健政発第495号健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づく研修医のための研修施設を整備する病院
- ケ 訪問看護ステーション実施病院
- コ 老人介護支援センター実施病院
- サ 平成18年厚生労働省告示第93号「基本診療料の施設基準等」に基づく緩和ケア病棟届出施設
- シ 外来患者の院外処方箋率が30%を超える病院
- ス 精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院

- セ 平成18年厚生労働省告示第94号「特掲診療料の施設基準等」に定める基準を満たす精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、又は重度認知症患者デイ・ケアを実施している精神科病院
 - ソ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する共同生活援助を実施している精神科病院
 - タ 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を運営している精神科病院
 - チ 昭和57年4月16日衛発第360号公衆衛生局長通知「精神障害者社会復帰適応訓練事業の実施について」に基づく精神障害者社会適応訓練事業を実施している精神科病院
 - ツ 平成12年3月31日障第251号大臣官房障害保健福祉部長通知「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」に基づき実施される地域精神保健活動に協力支援している精神科病院
 - テ 障害者自立支援法第5条第6項に規定する生活介護を実施している精神科病院
 - ト 障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護を実施している精神科病院
 - ナ 障害者自立支援法第5条第13項に規定する自立訓練を実施している精神科病院
 - ニ 障害者自立支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を実施している精神科病院
 - ヌ 障害者自立支援法第5条第15項に規定する就労継続支援を実施している精神科病院
 - ネ 障害者自立支援法第5条第17項に規定する相談支援を実施している精神科病院
 - ノ 障害者自立支援法第5条第21項に規定する地域活動支援センターを運営している精神科病院
 - ハ 障害者自立支援法第5条第22項に規定する福祉ホームを運営している精神科病院
 - ヒ 都道府県が医療対策協議会における議論を踏まえて決定した医師派遣等（国が派遣の決定を行うものを含む。）を実施する病院
- ⑥ 上記⑤に掲げるア～ヒのうち、いずれかに該当する病院については、整備

区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、都道府県の医療計画上病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

なお、⑤及び上記規定の適用に当たっては、医療法第30条の4第6項若しくは第7項に基づいて特例的に許可される病床又はこれに準じるものと都道府県医療審議会の意見を聴いた上で都道府県知事が判断した病床（以下「特例病床等」という。）の数の増加分を整備後の整備区域の病床数から除くことができるものとする。この場合において、特例病床等の数の増加分については、国庫補助の対象とならないものとする。

また、上記のように整備計画で病床数を削減すること又は増床を伴わないことに加えて、整備完了後においても増床（特例病床等に係る増床を除く。）しないこと。

- ⑦ 整備後の病棟には患者食堂又は談話室を整備するとともに、スロープを設置する等、高齢者・身体障害者に配慮した整備をすること。
- ⑧ 整備区域の病棟は、最低20床以上の病棟とすること。
- ⑨ 精神科病院及び精神病棟にあつては、整備後の整備区域の病棟には畳部屋、6床を超える病室及び原則として鉄格子を設けないこと。

（加算条件）

- ⑩ 病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次の事業を併せて整備する場合は、補助対象基準面積の加算をする。
 - ア 患者の療養環境改善の整備
 - イ 医療従事者の職場環境改善の整備
 - ウ 衛生環境改善の整備
 - エ 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備
 - オ 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境の整備（授乳室、託児室等）
- ⑪ 医療機関の情報化の推進を図るため、電子カルテシステムを併せて整備する場合は、次の条件を満たす場合に限り、補助対象基準額の加算をする。
 - ア 原則として建替整備であること。
 - イ 「厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針」に基づいた標準マスター（病名、手術・処置、医薬品、検査、医療材料）を使用することとし、必要に応じて厚生労働省が行う調査に協力すること。
 - ウ 診療情報管理や診療情報提供等を行う体制が整備されていること。
 - エ 近隣の医療機関から診療情報の共有化等の申し出があった場合には、協力すること。

オ 審査支払機関に対し、磁気テープ・フロッピーディスク・光ディスクを用いたレセプトの電子的請求をすること。

(2) 改修（一部増築を含む）により療養病床を整備する病院（ただし整備区域において一般病床から療養病床に転換する病院を除く。）

次の①から④をすべて満たすこと。

- ① 改修（一部増築を含む）により整備する病棟の1床ごとの病室面積を6.4㎡以上、かつ、1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保すること。
- ② 機能訓練室、患者食堂、談話室及び浴室を必ず設置すること。
- ③ 整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、都道府県の医療計画上病床非過剰地域に所在する病院については病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。
なお、上記のように整備計画で病床数を削減すること又は増床を伴わないことに加えて、整備完了後においても増床しないこと。
- ④ 療養病床の整備は、最低20床以上の病棟とすること。

(3) 結核病棟改修等整備事業

(絶対条件)

次の①から⑤をすべて満たすこと。ただし、加算条件に規定する整備のみ行う場合においても補助対象事業とする。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条の規定に基づく感染症指定医療機関（結核病棟を有するものに限る。）であること。
- ② 建替整備（改築及び移転新築）を伴う場合は、整備区域は築後概ね30年以上経過していること。
- ③ 整備後の整備区域の病棟の1床ごとの病室面積を6.4㎡以上（改修の場合は5.8㎡以上）、かつ、1床当たりの病棟面積を18㎡以上（改修の場合は16㎡以上）確保すること。
- ④ 直近の医療監視時における医師・看護師の現員の職員数の標準に対する比率が、原則として、いずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であること。
- ⑤ 整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、結核病棟においては、都道府県全域で病床利用率が極めて低く、また、病院間の病床利用率の格差が大きい実情

に鑑み、都道府県の医療計画上病床非過剰地域に所在する病院又は都道府県内の他の病院で同規模の削減が可能な場合については、整備を行う病院における病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

なお、上記のように整備計画で病床数を削減すること又は増床を伴わないことに加えて、整備完了後においても増床しないこと。

(加算条件)

陰圧化等空調整備を併せて行う場合は、補助対象基準面積の加算をする。

(4) 診療所

次のいずれかを満たすこと。

① 承継に伴う診療所の施設整備

次のアからオのすべてを満たすこと。

ア 以下のいずれかの条件に該当し、かつ、事業実施年度の前年度、当該年度、又は翌年度の承継に伴う施設整備であること。

(ア) 次のいずれかの地域に所在する診療所

- ・ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する地域（過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）の失効に伴う経過措置については、別に定める。）
- ・ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する地域
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する地域
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する地域
- ・ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく指定地域

(イ) 独立行政法人福祉医療機構が実施する開業医承継支援事業の取扱対象となった診療所

- イ 救急患者の搬入口の整備をすること。
- ウ 高齢者・身体障害者等に配慮したスロープの整備をすること。
- エ 療養指導室の整備をすること。
- オ 小児科を標榜するものについては、乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備（授乳室、託児室等）をすること。

② 改修等（新規開設を除く）により療養病床を整備する診療所（ただし整備区域において一般病床から療養病床に転換する診療所を除く。）

次のアからオをすべて満たすこと。

ア 都道府県の医療計画上病床非過剰地域に所在する診療所であり、当該整備計画は非過剰病床数の範囲内であること。

イ 整備区域の病床数は、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号（以下「平成10年改正省令」という。））の施行の際現に医療法第7条第1項の開設の許可を受けている診療所、又は第8条の届け出を行っている診療所の病床数の範囲内であること。

なお、増床を伴う整備計画でないこと。

ウ 建替整備（改築及び移転新築）を伴う場合は、築後概ね30年以上経過していること。

なお、移転新築の場合は、同一医療圏内での整備計画であること。

エ 改修等により整備する療養病床の1床ごとの病室面積を6.4㎡以上確保し、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。

（ア） 1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する

（イ） 1床当たりの病室面積を8㎡以上確保する

オ 機能訓練室、患者食堂、談話室及び浴室を必ず設置すること。

（談話室は、患者食堂と兼用でも可）

（5）療養病床療養環境改善事業

病院・診療所における療養病床の療養環境改善のための整備事業において、次の①から③をすべて満たすこと。

① 療養病床に必要な機能訓練室、患者食堂及び浴室の全部又は一部の整備事業であること。

② 病室の整備が伴わない整備計画であること。ただし、①の整備に当たり既存病室を転用する場合はこの限りでない。

③ 整備後は、医療法及び医療法施行規則本則に定める療養病床の構造設備の基準を満たすこと。なお廊下幅に限り、医療法施行規則等の一部を改正する

省令（平成5年厚生省令第3号）附則、平成10年改正省令附則及び医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則に定める経過措置の基準を適用しても差し支えないものとする。

(6) 介護老人保健施設等整備事業

医学的管理の下に介護・リハビリ等を行う介護老人保健施設等を整備するにあたって、次の①～④をすべて満たすこと。

- ① 既存の病院若しくは有床診療所の病床を削減（病床の廃止も含む）した上で、介護老人保健施設を整備すること。ただし、廃止する場合には、診療所（既存の病院の外来部門を活用することも可能とする。）を併設させること。
- ② 介護老人保健施設の定員は削減病床数の範囲内とする。
- ③ 既存の病院若しくは有床診療所の患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づいて入所させる場合の整備に限るものとする。
- ④ 介護老人保健施設の整備に当たっては第4期介護保険事業計画に基づく参酌標準の範囲内での整備であること。

アスベスト除去等整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、アスベスト等が損傷、劣化等により、ばく露の恐れのある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等の措置を推進することを目的とする。

2 事業の実施主体

アスベスト等のばく露のおそれがある場所を有する病院の開設者
(但し、普通地方公共団体、特別地方公共団体、地方独立行政法人、特定地方独立行政法人を除く。)

3 事業内容

アスベスト等のばく露のおそれがある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等の措置を行うものとする。なお、除去工事等の実施及び除去工事等により発生したアスベスト等を含有する廃棄物の処理については関係法令等を遵守することとする。

地球温暖化対策施設整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、地球温暖化対策に資する病院及び診療所（以下「病院等」という。）の整備を支援することにより、病院等における地球温暖化対策の取り組みを推進することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院等、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

地球温暖化対策に資する病院等の整備であって、病院等並びに整備内容が以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 病院等において省エネルギーに関する規程等を策定し、組織的な管理体制、個々の職員の役割、基本的な取組の流れ等を定めていること。
- (2) 整備の結果、当該病院等において、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第5項に規定する温室効果ガス総排出量が整備前より減少することが見込まれるものであること。
- (3) 整備内容の例の概要は以下のとおりであること。
 - ア 屋上等に太陽電池を設置し、太陽電池により発電した電力を病院等で通常使用する電力に活用するための整備
 - イ 屋上等に太陽熱給湯器を設置し、太陽熱で暖めた温水を暖房、給湯等に利用するための整備
 - ウ 建物の壁面や屋上等の緑化を行う整備
 - エ 敷地、屋上等から集めた雨水を建物地下の雨水貯留槽に溜め、ろ過等の処理を行い、トイレの洗浄水等に利用するための整備
 - オ 病院等の内部で発生する排水にろ過等の処理を行い、上水ほどの水質を必要としないトイレ洗浄水等に利用するための整備
 - カ 高効率熱源機器の導入整備

異状死死因究明モデル事業実施要綱

1. 目的

監察医制度が適用されている一部の大都市圏等を除き、死因究明のために必要となる解剖が、極めて低い実施率にとどまっている現状にかんがみ、解剖を行う医療機関等へ財政的支援を実施することにより、死因究明の体制づくりを支援することを目的とする。

また、本事業によって得られた各地の実施方法等については、とりまとめのうえ、情報提供を行う。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村及び厚生労働大臣の認める者とする。

3. 補助基準

本事業の対象となる医療機関等については、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 異状死死因究明のための独自の取組を行っている都道府県であって、死因究明の中核的な役割を果たしていること。
- (2) 大学医学部法医学教室、警察、地方自治体等による協力体制が整っていること。
- (3) 年間の解剖取扱件数が概ね30件程度であること。

4. 事業内容

大学医学部法医学教室、警察、地方自治体等が連携した異状死死因究明の体制づくりを推進するための事務局経費、解剖を行うための経費について財政的支援を行う。

死亡時画像診断システム整備事業実施要綱

1. 目的

監察医制度が運営されている一部の大都市圏等を除き、死因究明のために必要となる解剖が極めて低い実施率にとどまっている現状にかんがみ、死亡時画像診断システムを導入する医療機関等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の充実を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村及び厚生労働大臣の認める者とする。

3. 設置基準

本事業の対象となる医療機関等については、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 異状死死因究明のための独自の取組を行っている都道府県であって、死因究明の中核的な役割を果たしていること。
- (2) 大学医学部法医学教室、警察、地方自治体等による協力体制が整っていること。
- (3) 死亡時画像診断にかかる画像の撮影、診断、管理及び教育研修の体制整備が計画されていること。

4. 整備基準

死亡時画像診断の実施に必要な装置を備えたCT室、MRI室等を設けるものとする。

5. 事業報告

本事業により整備を行った死亡時画像診断システムについて、毎年度12月末日現在の稼働実績を別途依頼する報告書に關係書類を添えて翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

